

香港
特許(一般)規則
2004年L.N.40改正
2004年5月7日施行
第514C章

目次

第I部 序

第1条 (省略)

第2条 解釈

第2A条 所定の様式

第II部 標準特許出願

出願権

第3条 条例第13条(1)(a)又は(b)に基づく登録官への付託

第4条 (廃止。2004年L.N.37)

第5条 条例第13条に基づく命令

第6条 条例第13条(5)に基づく授權

第7条 条例第14条(5)に基づく登録官に対する付託

指定特許出願の記録請求

第8条 条例第15条に基づく指定特許出願の記録請求

第9条 出願する権利の由来の陳述書を裏付ける書類

第10条 発明の先の開示に係る詳細

第11条 猶予期間

第12条 書類の寸法及び体裁

第13条 陳述書、反対陳述書及び証拠の様式

第14条 登録官による受領証の交付

第15条 条例第16条に基づく国際出願に基づく指定特許出願の公開日

第16条 条例第17条に基づく出願時の審査に続く通信

第17条 請求書類における欠陥の更正

第18条 条例第22条に基づく分割指定特許出願の記録請求

登録及び付与請求

第19条 条例第23条(1)に基づく指定特許の登録及び付与請求

第20条 出願する権利の由来の陳述書を裏付ける書類

第21条 猶予期間

第22条 登録官による受領証の交付

第23条 条例第25条(1)に基づく提出時の審査に続く通信

第24条 請求書類における欠陥の更正

第 25 条 条例第 28 条に基づく出願の回復請求の通知

第 26 条 条例第 29 条に基づく権利回復の申請

第 III 部 特許付与前の標準特許出願についての規定

第 27 条 条例第 31 条に基づく標準特許出願の補正

第 28 条 条例第 33 条に基づく標準特許出願の維持

第 29 条 維持書類における欠陥の補正及び疑義の除去

第 30 条 取下とみなされる標準特許出願の通知

第 31 条 条例第 34 条に基づく標準特許出願の回復

第 IV 部 付与後の特許に係る規定

標準特許

第 32 条 標準特許の更新

第 33 条 失効した標準特許の通知

第 34 条 条例第 40 条に基づく失効した標準特許の回復

第 35 条 条例第 43 条に基づく標準特許の補正

第 36 条 条例第 43 条及び第 44 条適用上の指定特許庁における異議申立又は取消手続

第 37 条 条例第 44 条に基づく標準特許の取消

特許一般

第 38 条 条例第 45 条に基づく発明者の記載

第 39 条 (廃止。2004 年 L. N. 37)

第 40 条 特許の権利放棄

第 41 条 条例第 49 条に基づき公の秩序又は道徳を根拠として特許を取り消す登録官の権限

第 V 部 特許及び特許出願の所有権 ; 登録

第 42 条 特許に関する送達宛先

第 42A 条 送達宛先の不提出

第 43 条 登録簿の記入

第 44 条 条例第 13 条(1)に係る記入

第 45 条 名称又は住所の変更

第 46 条 特許及び特許出願に係る取引等の登録

第 47 条 登録簿又は登録関係の提出書類における誤記の訂正の請求

第 48 条 条例第 146 条に基づく特許及び出願における誤記の訂正

第 49 条 (廃止。2004 年 L. N. 37)

第 50 条 登録簿の閲覧

第 51 条 登録官が提供する証明書及び写し

第 52 条 裁判所による命令又は指示

第 VI 部 職務発明

第 53 条 条例第 58 条に基づく出願期限

第 VII 部 特許の取消

第 54 条 条例第 91 条 (1) (i) の適用上の指定特許庁における異議申立又は取消手続

第 55 条 条例第 95 条 (1) (b) に基づく博覧会又は会議

第 VIII 部 手続言語；真正な正文

第 56 条 登録官に対する手続言語

第 57 条 条例第 106 条 (3) に基づく訂正された翻訳文の提出

第 IX 部 短期特許出願

第 58 条 条例第 113 条に基づく短期特許付与の出願

第 59 条 説明

第 60 条 図面

第 61 条 要約

第 62 条 書類の寸法及び体裁

第 63 条 陳述書，反対陳述書及び証拠の様式

第 64 条 クレーム

第 65 条 出願人が発明者又は単独発明者でない場合の手続

第 66 条 登録官による受領証の交付

第 67 条 条例第 114 条に基づく出願時の審査に続く通信

第 68 条 短期特許出願における欠陥の更正

第 69 条 条例第 111 条に基づく優先権主張

第 70 条 条例第 109 条 (b) に基づく新規性を損なわない開示に係る主張

第 71 条 調査機関

第 72 条 調査報告の内容

第 73 条 条例第 128 条に基づく微生物に係る出願要件

第 74 条 条例第 116 条に基づく分割短期特許出願

第 X 部 短期特許付与までの手続及び短期特許付与を含む手続

第 75 条 条例第 120 条に基づく短期特許出願の補正

第 76 条 条例第 123 条に基づく短期特許出願の回復を請求する通知

第 77 条 条例第 123 条に基づく短期特許出願に係る権利回復の申請

第 78 条 条例第 125 条に基づく国際出願に基づく短期特許出願

第 XI 部 付与後の短期特許に係る規定

第 79 条 短期特許の更新

第 80 条 失効した短期特許の通知

第 81 条 条例第 127 条に基づく失効した短期特許の回復

第 XII 部 審理及び代理人

第 82 条 登録官の裁量権

第 83 条 公開審理

第 84 条 パートナーシップ，会社及び団体による書類の署名

第 85 条 代理人

第 86 条 条例第 49 条に基づく登録官に対する手続における費用の裁定

第 87 条 費用の担保

第 XIII 部 情報及び閲覧

第 88 条 条例第 147 条に基づく情報請求

第 89 条 条例第 147 条に基づく書類閲覧の制限

第 90 条 秘密書類

第 91 条 条例第 147 条(3)の適用上の書誌情報

第 92 条 条例第 147 条(4)又は(5)適用の場合の情報請求

第 XIV 部 雑則

第 93 条 登録官への書類の提出

第 93A 条 電子提出

第 93B 条 電子提出の条件

第 93C 条 電子メールボックスの指定

第 93D 条 書類の送達

第 93E 条 登録部門の記録が保存される様式等

第 94 条 不備の修正

第 95 条 登録官による免除

第 96 条 証拠

第 97 条 法定宣言書及び宣誓供述書

第 98 条 書類等の提出に係る指示

第 99 条 顧問の任命

第 100 条 期限の変更

第 100A 条 登録部門の業務中断の場合の期限の延長

第 101 条 書類の公開及び販売

第 102 条 書類の認証

第 103 条 登録簿に関する公告

第 104 条 手数料

第 XV 部 経過措置

第 105 条 解釈(第 XV 部)

第 106 条 登録簿の記入

第 107 条 経過規則第 13 条(3)に基づく登録簿からの抹消案の通知

第 108 条 経過規則第 13 条(4)に基づく請求

第 109 条 経過規則第 13 条(8)に基づく請求

第 110 条 条例第 147 条に基づく情報請求

第 111 条 経過規則第 6 条, 第 8 条及び第 9 条による出願に対する本規則の修正適用

第 112 条 経過規則第 7 条による出願に対する本規則の修正適用

第 113 条 2004 年特許(一般)(補正)規則に係る経過規定

附則 1 微生物(第 73 条)

附則 2 手数料(第 104 条)

附則 3 経過規則による標準特許出願への本規則の修正適用(第 105 条, 第 111 条及び第 112 条)

第 I 部 序

第 1 条 (省略)

第 2 条 解釈

(1) 本規則においては、文脈上別異の解釈を要する場合を除き、

「出願番号」とは、次に掲げるものをいう。

(a) 指定特許出願について又は当該出願により付与される特許について、当該出願時に指定特許庁が付与する番号

(b) 特許条例(以下条例という)による特許出願について又は当該出願により付与される特許について、当該出願時に登録官が付与する番号

「デジタル署名」とは、電子取引条例(Cap 553)第 2 条(1)により与えられる意味を有する。

(2004 年 L. N. 37)

「電子記録」とは、電子取引条例(Cap 553)第 2 条(1)により与えられる意味を有する。(2004 年 L. N. 37)

「電子署名」とは、電子取引条例(Cap 553)第 2 条(1)により与えられる意味を有する。(2004 年 L. N. 37)

「欧州特許庁」とは、1973 年 10 月 5 日にミュンヘンで調印された欧州特許付与に関する条約により設立された欧州特許機構の当該名称の庁をいう。

「情報システム」とは、電子取引条例(Cap 553)第 2 条(1)により与えられる意味を有する。

(2004 年 L. N. 37)

「国際特許分類」とは、1971 年 3 月 24 日にストラスブールで調印され、随時改正又は修正された、国際特許分類に関する協定に基づいて規定された発明に関する共通の特許分類制度をいう。(2004 年 L. N. 37)

「公開番号」とは、次に掲げるものをいう。

(a) 条例に基づいて公開される書類については、当該公開時に登録官が書類に付与する番号

(b) 香港外の特許庁の法律に基づいて公開され又は国際条約に基づいて公開される書類については、当該特許庁により又は当該条約により公開時に付与される番号

「送付」とは、与えることを含み、同種の表現は、相応に解釈する。(2004 年 L. N. 37)

「国家知的所有権庁」とは、中華人民共和国の法律に基づいて設立された国家知的所有権庁であって、その機能に発明特許の付与を含むものをいう。(2 of 2001 s. 17)

「連合王国特許庁」とは、発明特許を付与するために連合王国の法律により設立された庁をいう。

(2) 本規則において、

(a) (廃止。2004 年 L. N. 37)

(b) 書類その他の物の登録官への提出というとき、又は提出されるべき場所若しくは人の特定のない書類その他の物の提出というときは、第 93 条、第 93A 条、第 93B 条及び第 93C 条に従う、登録官に対する書類又は物の提出と解釈する。(2004 年 L. N. 37)

(c) 登録官に対する手続における書類が所定の様式によるものというときは、当該手続に関し条例第 150 条に基づいて登録官が指定する様式(あれば)によるものと解釈する。(2 of 2001 s. 17)

第 2A 条 所定の様式

所定の様式を使用する要件は、所定の様式により求められる情報を含み、かつ、所定の様式又はその複製の使用についての登録官の指示を遵守する、次に掲げる何れかの使用により満たされる。(2004 年 L. N. 37)

- (a) 所定の様式の複製、又は
- (b) 登録官にとって受理可能な様式

第 II 部 標準特許出願

出願権

第 3 条 条例第 13 条(1)(a)又は(b)に基づく登録官への付託

- (1) 条例第 13 条(1)(a)又は(b)に基づく登録官に対する付託は、次の通りとする。
- (a) 所定の様式によること
 - (b) 疑義の内容、付託をなす者が根拠とする事実、及び命令その他求める救済を十分に記述した陳述書を伴うこと、及び
 - (c) 所定の手数料を伴うこと
- (2) 条例第 13 条(1)(a)に基づく付託の場合は、付託をなす者は、その提出と同時に付託書と陳述書の写しを次に掲げる各々の(付託の当事者でない)者へ送付する。
- (a) 付託の主題である発明について標準特許付与を求める出願をする権利があると付託において主張されている各々の者
 - (b) 付託をなす者が、当該発明の発明者又は共同発明者であると信じる各々の者、及び
 - (c) 付託が提出される前に当該発明の標準特許を求める出願が公開されている場合は、当該出願により権利を有するものとして登録簿に表示されている各々の者
- (3) 条例第 13 条(1)(b)に基づく付託の場合は、付託をなす者は、その提出と同時に付託書と陳述書の写しを次に掲げる者へ送付する。
- (a) 付託の当事者でなく、かつ、命令の発出又は求められる救済の付与に対する同意を別異に表していない各々の共同所有者
 - (b) 次に掲げる者(付託の当事者でない)の各々
 - (i) 出願における又は基づく何れかの権利が自らに移転又は付与されるべきと付託において主張されている各々の者、及び
 - (ii) 付託をなす者が、付託の主題である発明の発明者又は共同発明者であると信じる各々の者、及び
 - (c) 付託が提出される前に当該発明の標準特許出願が公開されている場合は、当該出願における又は基づく権利を有するとして登録簿に掲載されている各々の者
- (4) 付託をなす者は、(2)又は場合により(3)に基づいて送付する付託書及び陳述書の各写しに、同項に基づいて付託書及び陳述書の写しが送付されるすべての者の名称及び住所を含む通知を添付するものとし、かつ、それらの者の名称及び住所を登録官に通知する。
- (5) 加えて、条例第 13 条(1)(a)又は(b)に基づく付託の主題である発明に係る標準特許出願がなされているが、付託が提出される前にその出願が公開されていない場合は、登録官は、次に掲げる者(付託の当事者でなく、又は(2)若しくは場合により(3)に基づいて写しが送付された者でない)の各々に付託書及び陳述書の写しを送付する。
- (a) 標準特許の出願人である各々の者、及び
 - (b) 当該出願に係る取引、証書又は事件を、第 46 条に基づいて登録官に通知した各々の者
- (6) 登録官は、付託書及び陳述書の写しが(5)に基づいて送付されたすべての者の名称及び住所を含む通知を次に掲げる者へ送付する。
- (a) 同項に基づいて写しが送付された各々の者
 - (b) 付託をなす者、及び

- (c) (4)に基づいて登録官へ名称及び住所が通知された各々の者
- (7) (2), (3)又は(5)に基づいて付託書及び陳述書の写しを送付される者であって、命令の発出又は求められる救済の付与に異議申立を望む者(「異議申立人」)は何人も、写しが自らに送付された日から3月以内に、反対陳述書を提出する。これは所定の様式によるものとし、異議申立の理由を十分に記述し、かつ、所定の手数料を伴うものとする。
- (8) 異議申立人は、反対陳述書を提出すると同時に、その写しを次に掲げる(反対陳述書の当事者でない)各々の者へ送付する。
- (a) 付託をなす者
- (b) (4)に基づいてその名称及び住所が通知された各々の者、及び
- (c) (6)に基づいてその名称及び住所が通知された各々の者
- (9) (8)に基づいて反対陳述書の写しが送付された付託をなす者又はその他の者は、その反対陳述書の送付された日から3月以内に、自らの立場を支持する証拠を提出することができ、当該証拠を提出する場合は、その写しを次に掲げる者へ送付する。
- (a) 異議申立人、及び
- (b) 当該その他の者により証拠が提出される場合は、付託をなす者
- (10) (9)に基づいて証拠の写しが異議申立人に送付された日から3月以内に、又は当該証拠が同項に基づいて提出されない場合は、証拠の提出可能期間の満了から3月以内に、異議申立人は、自らの立場を支持する証拠を提出することができ、当該証拠を提出する場合は、その写しを次に掲げる者へ送付する。
- (a) 付託をなす者、及び
- (b) (9)に基づいて証拠を提出したその他の者
- (11) (10)に基づいて異議申立人の証拠の写しが送付された付託をなす者又はその他の者は、その写しが自らに送付された日から3月以内に、異議申立人の証拠に厳密に応答する事項に限定される追加証拠を提出することができ、当該追加証拠を提出する場合は、その写しを次に掲げる者へ送付する。
- (a) 異議申立人、及び
- (b) 追加証拠が当該他の者により提出される場合は、付託をなす者
- (12) 登録官の許可又は指示による場合を除き、更に追加証拠を提出することはできない。
- (13) 登録官は、以後の手續に関して自らが適切とみなす指示を発することができる。(2004年L.N.37)

第4条 (廃止。2004年L.N.37)

第5条 条例第13条に基づく命令

- (1) 条例第14条(2)にいうように命令が発せられる場合は、登録官は、すべての原出願人、及び登録官が承知している原出願人の実施権者に対し、命令の発出を通知する。
- (2) 条例第14条(3)に基づく請求は、次に掲げるようになされる。
- (a) 原出願人又は複数の原出願人の何れかによる請求の場合は、(1)により当該人に通知が送付された日から2月以内に、又は
- (b) 実施権者による請求の場合は、(1)により当該人に通知が送付された日から4月以内に

第6条 条例第13条(5)に基づく授權

(1) 条例第13条(3)(c)又は(4)により指示が発せられた者の代理で何事かをなす権限についての、条例第13条(5)に基づく請求は、次の通りとする。

- (a) 所定の様式によること
 - (b) 請求人が依拠する事実及び求める権限の内容を十分に記述した陳述書を伴うこと、及び
 - (c) 所定の手数料を伴うこと
- (2) 請求人は、請求書を提出すると同時に、指示の遵守を怠ったとされる者に請求書及び陳述書の写しを送付する。
- (3) 登録官は、以後の手續に関して自らが適切とみなす指示を発することができる。(2004年 L. N. 37)

第7条 条例第14条(5)に基づく登録官に対する付託

(1) 条例第14条(2)にいうような命令の発出に続いて、何人かがライセンスを付与される権利があるか否か、又はライセンスの期間若しくは条件が合理的であるか否かにつき、条例第14条(5)に基づいて疑義が登録官に付託される場合は、その付託は、次の通りとする。

- (a) 所定の様式によること
 - (b) 付託者が依拠する事実及び付託者が容認し若しくは許諾する用意があるライセンスの期間及び条件を十分に記述した陳述書を伴うこと、及び
 - (c) 所定の手数料を伴うこと
- (2) 付託者は、付託を提出すると同時に、出願手續が進められる名義人の各々に対し、又は場合により、ライセンスの許諾を受ける権利があると主張する者の各々に対し、付託書及び陳述書の写しを送付する。ただし、何れの場合にも付託をなす者でない者とする。
- (3) 付託書及び陳述書の受領者は、陳述書に記述される期間及び条件でライセンスを許諾又は容認することに合意しない場合は、当該写しの送付を受けた日から3月以内に、自らの異論の理由を十分に記述した反対陳述書を提出するものとする。
- (4) (a) 反対陳述書は所定の様式により、かつ、所定の手数料を伴うものとする。
- (b) 当該受領者は、反対陳述書を提出すると同時に、その写しを付託者に送付する。
- (5) 登録官は、以後の手續に関して自らが適切とみなす指示を発することができる。(2004年 L. N. 37)

指定特許出願の記録請求

第8条 条例第15条に基づく指定特許出願の記録請求

(1) 条例第15条(又は特許協力条約による国際出願の国内段階である指定特許出願の場合は、条例第16条により適用される同条)に基づく指定特許出願の記録請求は、所定の様式による。

(2) 条例第15条(2)(条例第16条により適用される第15条を含む)に続き、次に掲げる通りとする。

- (a) 条例第15条(2)(a)に基づいて求められる書類は、
 - (i) 本規則第12条に従って提出する。(2004年 L. N. 37)
 - (ii) 公用語の1において提出すべきとする条例第104条(1)に基づく要求を免除する。
- (b) 条例第15条(2)(d)の適用上所定の書類は、本規則第9条に掲載のものである。

(c) 次の詳細を当該請求に記述する。

(i) 指定特許出願の出願日

(ii) 発明の名称

(iii) 指定特許出願の出願番号

(iv) 指定特許庁により指定特許出願に付与される公開番号(あれば)及び指定特許庁による公開日(あれば)(2002年L.N.48)

(d) 指定特許出願が国際出願の国内段階である場合は、当該請求に関する、次に掲げる詳細を記述する。

(i) 国際出願の出願番号

(ii) 国際出願の出願日

(iii) 国際事務局による国際出願の公開日及び公開番号

(iv) 出願が有効に国内段階に移行した旨を表示した、指定特許庁における国際出願の公開日

(v) 中国語で国際事務局により公開された、国家知的所有権庁を指定する国際出願の場合は、国家知的所有権庁による国内出願通知の発出日。(2 of 2001 s.18)

(e) 条例第22条に規定する分割指定特許出願の記録請求、又は条例第55条(4)に基づく命令によりなされる新たな出願における記録請求の場合は、標準特許出願についての先の出願に係る次に掲げる詳細を、記録請求に記述するものとする。

(i) 先の出願の出願番号

(ii) 先の出願の出願日

(iii) 先の出願の記録請求の公開日

(f) 当該請求には、本規則第56条により要求することができる書類の翻訳文及び名称の翻字を含めるものとする。

(g) 当該請求には、記録請求を構成する書類の一覧及び各書類の枚数の表示を含めるものとする。

第9条 出願する権利の由来の陳述書を裏付ける書類

条例第15条(2)(d)の適用上、次に掲げる書類が、特許付与を求める出願をする権利を説明する、出願人の陳述書に関して所定のものである。

(a) 条例第15条(2)(d)に基づく陳述書が、標準特許出願人が指定特許出願に出願人として指名されている者の権原承継人である旨を表示する場合は、

(i) 指定特許出願に出願人として指名されている者から標準特許出願人への、香港における指定特許出願に基づく権利の移転、譲渡又は譲渡抵当を確定するような書類の写し、又は(2004年L.N.37)

(ii) 特定の移転、譲渡又は譲渡抵当に係るそのような書類が存在しない場合は、移転、譲渡又は譲渡抵当の事実を確認する旨の移転者、譲渡人又は譲渡抵当設定者により署名された陳述書

(b) 陳述書が、標準特許出願人が(a)に指定される者ではなく、香港において発明の所有権を得る権利を有する、当該発明の発明者である旨を表示する場合は、その権利を確定するような書類

(c) 陳述書が、標準特許出願人が(b)に指定される者の権原承継人である旨を表示する場合は、(b)に規定する書類、及びこれに加えて、

(i) 発明者から出願人への香港における発明の所有権の移転、譲渡又は譲渡抵当(単一の取引によるか複数の取引によるか否かを問わず)の証拠となるような書類

(ii) 特定の移転、譲渡又は譲渡抵当に係るそのような書類が存在しない場合は、移転をする者、譲渡人又は譲渡抵当設定者により署名された陳述書であって、移転、譲渡又は譲渡抵当の事実を確認するもの

第 10 条 発明の先の開示に係る詳細

条例第 15 条(2)(f)に基づいて要求される陳述書の目的では、発明の先の開示に係る次に掲げる詳細が、所定のものである。

(a) 発明が最初に開示された、本規則第 55 条にいう博覧会又は会議の名称及び場所

(b) そのような博覧会又は会議の開始日

(c) 発明の最初の開示がそのような博覧会又は会議の開始日に行われなかった場合は、その最初の開示日

第 11 条 猶予期間

条例第 15 条(4)に基づいて納付すべき出願手数料又は公告手数料は、それが第 15 条(4)に規定する期間内に納付されなかった場合は、登録官が期限不遵守を指摘する通知を出願人に送付した後 1 月の猶予期間内に、なお有効に納付することができる。ただし、これは当該期間内に所定の追加手数料が納付される場合に限る。

第 12 条 書類の寸法及び体裁

(1) 記録請求を構成する書類はすべて、次に掲げる事項を可能にするものでなければならない。

(a) 写真、写真複写、写真オフセット及びマイクロフィルムによる無制限部数の複製、及び(2004 年 L. N. 37)

(b) 書類画像を捕捉することが可能であって、かつ、その書類画像のコンピュータでの保存及びコンピュータによる検索に適する形態への変換が可能な装置による書類の走査

(2) 記録請求を構成する書類の用紙はすべて、裂け目、皺及び折目のないものとし、用紙の片面のみを用いる。

(3) 書類はすべて、しなやかな、丈夫な、白色の、滑らかな、光沢のない耐久性ある A4 寸法の紙(29.7cm×21cm)とする。

(4) 各々の書類は、新たな用紙で始め、用紙は、容易に頁めくり、綴じ外し、綴じ戻しできるように綴じる。

(5) - (6) (廃止。2004 年 L. N. 37)

(7) 書類に含まれるすべての用紙は、連続するアラビア数字で番号を付す。(2004 年 L. N. 37)

(8) (廃止。2004 年 L. N. 37)

(9) 書類はすべて、合理的な範囲を超えて削除その他の変更、重ね書き及び行間挿入を行ってはならず、また如何なる場合にも、判読できなければならない。

(10) 登録官は、書類が、内容の真正性に疑いがなく、良好な複製の要件が損なわれず、又は登録官が適切とみなす他の状況にある場合は、本条の規定に従わないことを認めることができる。

第 13 条 陳述書，反対陳述書及び証拠の様式

提出される陳述書，反対陳述書及び証拠は，登録官による別段の指示のない限り，第 12 条(1)及び(3)の要件に従わなければならない。ただし，法定宣言書及び証拠の場合は，用紙の両面を使用することができ，この点を例外とする。

第 14 条 登録官による受領証の交付

記録請求を構成する書類を最初に受領した時は，登録官は，

- (a) 当該書類を自ら受領した日付を書類に付し，かつ，当該手続に番号を付与し，かつ
- (b) 出願人に，そのように付与された番号，受領された書類の内容及び番号，並びに当該受領日を示す受領証を交付する。

第 15 条 条例第 16 条に基づく国際出願を基礎とする指定特許出願の公開日

(1) 条例第 15 条(1)の適用上，条例第 5 条(2)(d)(ii)に拘らず，条例第 16 条に基づく国際出願を基礎とする指定特許出願の公開日は，次の通りとする。

(a) 欧州特許庁を指定する国際出願の場合は，国際出願が欧州特許庁において国内段階に移行した旨を示す関連書誌事項の，欧州特許庁によるその公報における公開日

(b) 連合王国特許庁を指定する国際出願の場合は，国際出願が連合王国特許庁において国内段階に移行した旨を示す関連書誌事項の，連合王国による公報(特許)における公開日

(c) 国際事務局により公開される，国家知的所有権庁を指定する国際出願であって，中国語以外によるもの場合は，国際出願が国家知的所有権庁において国内段階に移行した旨を示す関連書誌事項の，国家知的所有権庁によるその特許公報における公開日

(2) (a) 条例第 15 条(1)の適用上，条例第 5 条(2)(d)(ii)に拘らず，国際事務局により公開される，国家知的所有権庁を指定する国際出願であって，中国語によるもの場合に適用される条例第 16 条(a)(ii)にいうその他の日は，国家知的所有権庁による国内出願通知の発出日後 6 月以内の何れかの日である。

(b) (a)に掲載の日以内になされる出願は，国内出願通知の写しを伴うものとする。(2 of 2001 s. 18)

第 16 条 条例第 17 条に基づく出願時の審査に続く通信

(1) 記録請求が，条例第 17 条に規定する要件を満たさない場合は，登録官は，開示された欠陥を出願人に伝え，かつ，出願人がその通信の日から 1 月以内に開示された欠陥を補正しない場合は，記録請求は標準特許出願として処理されない旨を知らせる。

(2) 出願人が当該期限内に開示された欠陥を補正する場合は，記録請求に付与された出願日が出願人に知らされる。

第 17 条 請求書類における欠陥の更正

(1) 条例第 19 条(1)による記録請求の審査時に，登録官は，請求において補正することができる欠陥があることに気付いた場合は，その旨を通知により出願人に知らせ，かつ，その通知日から 2 月の期間内に欠陥を補正するよう出願人に促すものとする。

(2) 登録官は，当該期間満了前に出願人が請求を提出し，かつ，所定の手数料を納付したときは，更に 2 月間当該期間の延長を認容することができる。

(3) 登録官は、特定の場合において、(1)又は(2)により認容される期間内に出願人が欠陥を補正しないことがすべて又は主に次に掲げる事項に起因することに納得する場合は、2月を超えない範囲で自ら合理的と考える当該期間の更なる延長を認容することができる。

(a) 香港又は指定特許庁の国、領土若しくは地域における郵便の不配又は不当な遅配、又は
(b) 香港又は指定特許庁の国、領土若しくは地域における天災又はストライキ

(4) (1)、(2)及び(3)に(適宜)指定される期間の満了後に記録請求における唯一の欠陥が、第56条(2)(a)及び(b)にいう発明の名称若しくは要約の翻訳文又は第56条(2)(c)にいう出願人若しくは発明者の名称の翻字の提出漏れである場合において、出願人から請求があったときは、登録官は、当該欠陥を出願人が罰則手数料の納付時に補正することができる特定の期間を許容することができる。

第18条 条例第22条に基づく分割指定特許出願の記録請求

(1) 条例第22条(1)に基づく分割指定特許出願の記録請求(「新たな記録請求」)は、次に記載の場合を除き、条例第15条(2)に従って提出する。

(2) 提出日及び方式遵守に係る条例又は本規則の関連規定は、新たな記録請求の実際の提出日に基づくものとし、先の記録請求の提出日には基づかないものみなす。

(3) 第8条から第17条までの規定は、当該第8条から第17条までにおける指定特許出願への言及が、分割指定特許出願への言及であるものとして適用される。

(4) 可能な場合は、先の記録請求及び新たな記録請求の説明及び図面は、それぞれの記録請求が保護を求める事項のみに関連する。ただし、一方の記録請求が他方の記録請求への言及により保護を求める事項を説明する必要がある場合は、そのような言及は、当該他の記録請求に付与される出願番号を含まなければならない。かつ、当該他の記録請求において保護が請求される事項を表示しなければならない。

登録及び付与請求

第19条 条例第23条(1)に基づく指定特許の登録及び付与請求

(1) 条例第23条(1)に基づく指定特許明細書に示される発明についての指定特許の登録及び特許付与請求は、所定の様式により、かつ、出願人が署名するものとする。

(2) 条例第23条(3)に続き、

(a) 条例第23条(3)(a)に基づいて要求される書類の写しは、本規則第12条に従って提出し、(2004年L.N.37)

(b) 条例第23条(3)(b)の適用上の所定の書類は、本規則第20条に記載の書類とし、

(c) 当該請求は、

(i) 記録請求の公開番号、出願番号及び公開日

(ii) 発明の名称

(iii) 指定特許の付与日及び公開番号

についても記載し、

(d) 当該請求は、第56条により要求されるような書類の翻訳文及び名称の翻字を含むものとし、

(e) 当該請求は、登録の請求を構成する書類の一覧及び当該書類の各々の枚数の表示を含む

ものとする。

(3) 第 12 条の規定は、指定特許出願の記録請求について適用されるように、本条による指定特許の登録及び特許付与請求に適用される。

第 20 条 出願する権利の由来の陳述書を裏付ける書類

条例第 23 条(3) (b)の適用上、出願人が特許付与を求めて出願する自らの権利を説明した陳述書の裏付として提出される書類は、陳述書に提示された権利を確定するに足りるような書類である。

第 21 条 猶予期間

条例第 23 条(5)に基づいて納付すべき出願手数料又は公告手数料が条例第 23 条(5)に規定する期間内に納付されない場合は、登録官が出願人に対し期限不遵守を指摘する通知を送付した後 1 月の猶予期間内に、なお有効に納付することができる。ただし、これは当該期間内に所定の追加手数料が納付される場合に限る。

第 22 条 登録官による受領証の交付

登録及び付与請求を構成する書類を最初に受領した時に、登録官は、

- (a) 当該書類を自ら受領した日付を書類に付し、かつ
- (b) 出願人に、第 14 条(b)に基づいて本件に付与された請求番号、受領された書類の内容及び番号並びに当該受領日を示す受領証を交付する。

第 23 条 条例第 25 条(1)に基づく提出時の審査に続く通信

- (1) 登録及び付与請求が、条例第 24 条(1)に規定する要件を満たさない場合は、登録官は、開示された欠陥を出願人に伝え、かつ、出願人がその通信日から 1 月以内に開示された欠陥を補正しない場合は、条例第 25 条(3) (b)に規定する結果を出願人に知らせる。
- (2) 出願人が当該期限内に開示された欠陥を補正する場合は、登録及び付与請求に付与された提出日が当該人に知らされる。

第 24 条 請求書類における欠陥の更正

- (1) 条例第 26 条(1)に基づく登録及び付与請求の審査時に、登録官は、請求において補正することができる欠陥があることに気付いた場合は、通知によりその旨を出願人に伝え、かつ、その通知日から 2 月の期間内に欠陥を補正するよう出願人に促すものとする。
- (2) 登録官は、出願人が当該期間満了前に請求を提出し、かつ、所定の手数料を納付したときは、更に 2 月間当該期間の延長を認容することができる。
- (3) 登録官は、特定の場合において、(1)又は(2)により認容される期間内に、出願人が欠陥を補正しないことがすべて又は主に次に掲げる事項に起因することに納得する場合は、2 月を超えない範囲で自ら適切と考える当該期間の更なる延長を認容することができる。
 - (a) 香港又は指定特許庁の国、領土若しくは地域における郵便の不配又は不当な遅配、又は
 - (b) 香港又は指定特許庁の国、領土若しくは地域における天災又はストライキ
- (4) (1)、(2)及び(3)に(適宜)指定する期間の満了後に登録及び付与請求における唯一の欠陥が、第 56 条(2) (a)及び(b)にいう発明の名称若しくは要約の翻訳文又は第 56 条(2) (c)にいう

出願人若しくは発明者の名称の翻字の提出漏れである場合において、出願人から請求があったときは、登録官は、当該欠陥を出願人が罰則手数料の納付時に補正することができる特定の期間を許容することができる。

第 25 条 条例第 28 条に基づく出願の回復請求の通知

標準特許出願の回復を求める条例第 28 条に基づく通知は、所定の様式により、かつ、所定の追加手数料を伴うものとする。

第 26 条 条例第 29 条に基づく権利回復の申請

標準特許出願に関し喪失した権利の回復についての条例第 29 条に基づく申請は、所定の様式により、かつ、所定の追加手数料を伴うものとする。

第 III 部 特許付与前の標準特許出願についての規定

第 27 条 条例第 31 条に基づく標準特許出願の補正

- (1) 条例第 31 条に基づく標準特許出願の補正は、所定の様式により、登録官へ申請する方法で行うものとする。
- (2) 補正の申請は、次に掲げる通りとする。
 - (a) 補正案を明確に表示し、かつ、補正の理由を陳述する。又は
 - (b) 条例第 31 条(2)が適用される補正の場合は、対応指定特許出願に対してなされる補正の認証謄本、及び適当な場合は、当該補正の所定の翻訳文を伴う。

第 28 条 条例第 33 条に基づく標準特許出願の維持

- (1) 条例第 33 条に基づく標準特許出願の維持の申請は、所定の様式による。(2004 年 L.N. 37)
- (2) 特許出願に係る維持申請を行うことに関する条例第 33 条(2)に規定する期間が満了した場合は、登録官は、条例第 33 条(2)に基づく維持申請をなすための最終日後 6 週間を超えない日に、かつ、条例第 33 条(2)に規定する維持手数料が未納のままになっていることを条件として、特許出願の出願人に対し、維持申請を行う期間が満了している旨を知らせ、かつ、当該申請を行わないこと及び条例第 33 条(4)に規定する手数料を納付しないことの結果を伝える通知を送付する。
- (3) (2)による通知は、次に掲げる住所へ、又はその他の場合は、登録簿に記入された送達宛先へ送付する。
 - (a) 最後の維持手数料の納付時に、維持申請の申請人により指定された住所、又は
 - (b) 最後の維持の後に、別の住所が維持申請の申請人により当該目的で登録官に通知されている場合は、その住所

第 29 条 維持書類における欠陥の補正及び疑義の除去

- (1) 登録官が、
 - (a) 条例第 33 条(2)に基づく維持申請における欠陥に気づき、又は
 - (b) 維持申請の陳述書の真実性を疑う理由を有する場合は、登録官は、当該欠陥又は疑義を出願人に伝え、かつ、出願人が当該の通信の日から 2 月の期間内に欠陥を補正し、又は疑義を除去しない限り、維持申請を拒絶する旨を出願人に知らせる。
- (2) 登録官は、出願人が当該期間の満了前に請求し、かつ、所定の手数料を納付したときは、更に 2 月間当該期間の延長を認容する。
- (3) 登録官は、特定の場合において、(1)又は(2)により認容される期間内に、出願人が欠陥を補正しないことが、すべて又は主に次に掲げる事項に起因することに納得する場合は、2 月を超えない範囲で自らが適切と考える当該期間の更なる延長を許容することができる。
 - (a) 香港又は指定特許庁の国、領土若しくは地域における郵便の不配又は不当な遅配、又は
 - (b) 香港又は指定特許庁の国、領土若しくは地域における天災又はストライキ
- (4) 登録官は、維持申請に包含される陳述書を検討するに際し、条例第 33 条に基づく維持の主張が明らかであることを認めない場合は、出願人に相応に通知し、かつ、出願人がその件における審理を 1 月以内に請求しない限り、申請を拒絶する。

(5) 出願人が認められた期間内に審理を請求する場合は、登録官は、出願人に審理を受ける機会を与えた後、維持申請を認容すべきか拒絶すべきを決定する。

第 30 条 取下とみなされる標準特許出願の通知

次の場合、すなわち、

(a) 標準特許出願が、条例第 33 条(2)及び(3)に規定する期間内に維持手数料が納付されないことを理由として、取り下げられ、かつ、放棄されたとみなされる場合、及び

(b) 条例第 33 条(4)に規定する延長期間が、維持手数料及び所定の追加手数料が納付されることなく満了している場合は、

登録官は、延長期間の満了後 6 週間以内に、標準特許出願人にその事実を通知し、かつ、条例第 34 条の規定に当該出願人の注意を喚起する。

第 31 条 条例第 34 条に基づく標準特許出願の回復

(1) 条例第 34 条による標準特許出願の回復申請は、所定の様式により、かつ、申請人により署名されるものとする。

(2) 回復申請は、標準特許出願の回復に関連する事項に関し申請人による陳述書を含むものとする。その陳述書は、標準特許出願の回復に関連する事項を制限しないが、回復申請日に次に掲げる何れかであるか否かを表示する陳述を含むものとする。

(a) 指定特許出願がなお有効であるか又は取り下げられているか、又は

(b) 当該指定特許出願により特許が付与されているか、また付与されている場合は、条例第 23 条に基づく登録及び付与請求の提出期間が満了しているか

(3) 陳述書を検討するに際し、登録官は、条例第 34 条による命令を要求する根拠が明らかであると納得しない場合は、申請人に相応に通知し、かつ、申請人が 1 月以内にその件で審理を請求しない限り、申請を拒絶する。

(4) 申請人が認められた期間内に審理を請求する場合は、登録官は、申請人に審理を受ける機会を与えた後、申請を認容するか拒絶するか決定する。

(5) 登録官は、申請を認容する旨決定する場合は、申請人に相応に通知し、かつ、通知が申請人に送付された日後 2 月以内に、条例第 33 条(4)の適用上規定される未納の維持手数料及び追加手数料を伴い、適式に記入された、条例第 33 条(2)の適用上規定される様式による申請を提出するよう要求し、更にその申請を受理したときは、標準特許出願の回復を命令し、かつ、当該命令の事実を公報に公告する。(2 of 2001 s.19)

第 IV 部 付与後の特許に係る規定

標準特許

第 32 条 標準特許の更新

- (1) 条例第 39 条(2)の適用上規定される更新手数料の納付は、所定の様式による更新請求を、更新手数料を添えて提出することによりなされる。
- (2) 登録官は、適式に記入された更新請求及び更新手数料を受領したときは、納付確認書を発行する。
- (3) 条例第 39 条(2)及び(3)による更新手数料の納付期間が満了した場合は、登録官は、同条による納付の最終日後 6 週間までに、かつ、手数料がなお未納のままであることを条件として、標準特許所有者に、納付が期限切れであること及び不納の結果についての通知を送付する。
- (4) (3)による特許所有者への通知は、次に掲げる住所へ送付する。
 - (a) 最後の更新手数料の納付時に特許所有者が指定した香港における住所
 - (b) 最後の更新の後、特許所有者が当該目的で登録官に通知した香港における別の住所がある場合は、その住所、又は
 - (c) その他の場合は、登録簿に記入された送達宛先
- (5) 条例第 39 条(4)に規定される方法による更新手数料の追納は、条例第 39 条(4)に規定される更新手数料及び追加手数料を添えた所定の様式による更新請求の提出によりなされる。

第 33 条 失効した標準特許の通知

次に掲げる場合、すなわち、

- (a) 条例第 39 条(2)及び(3)に定める期間内に更新手数料が納付されないことを理由として標準特許が効力を停止した場合、及び
 - (b) 条例第 39 条(4)に定める延長期間が、更新手数料及び所定の追加手数料が納付されることなく満了した場合は、
- 登録官は、延長期間の満了後 6 週間以内に、特許所有者にその事実を通知し、かつ、条例第 40 条の規定に注意を喚起する。

第 34 条 条例第 40 条に基づく失効した標準特許の回復

- (1) 更新手数料の不納を理由として効力を停止した標準特許の回復を求める、条例第 40 条に基づく申請は、次に掲げる通りとする。
 - (a) 所定の様式により行うこと
 - (b) 申請人が署名すること
 - (c) 申請における陳述書の証拠により裏付けること、及び
 - (d) 条例第 40 条の適用上に定める手数料を伴うこと
- (2) 申請の裏付に提出される証拠を検討するに際し、登録官は、条例第 40 条に基づく命令を求める論拠が立証されたと認めない場合は、申請人に相応に通知し、かつ、申請人が 1 月以内にその件で審理を請求しない限り、申請を拒絶する。
- (3) 申請人が認容された期間内に審理を請求する場合は、登録官は、申請人に審理を受ける

機会を与えた後、申請を認容するか又は拒絶するかを決定する。

(4) 登録官は、申請を認容する旨決定する場合は、申請人に相応に通知し、かつ、通知が申請人に送付された日後 2 月以内に、適式に記入された所定の様式による申請を、条例第 40 条(4)の適用上規定される未納の維持手数料及び追加手数料を添えて提出するよう要求し、またその申請を受領したときは、登録官は、標準特許の回復を命令し、かつ、当該命令の事実を公報に公告する。(2 of 2001 s.19)

第 35 条 条例第 43 条に基づく標準特許の補正

(1) 条例第 43 条(1)の適用上定める期間は、次に掲げる日の何れか遅い方に始まる 6 月である。(2004 年 L.N. 37)

(a) 指定特許庁における補正の日、又は

(b) 標準特許の付与日

(2) 条例第 43 条(1)の適用上登録官に対する書類の提出は、次に掲げるものを提出することによりなすものとする。

(a) 次に掲げる認証謄本

(i) 補正された明細書、又は

(ii) 補正命令

(b) 所定の様式による補正の通知、及び

(c) (a)に基づいて提出される書類の、第 56 条に基づいて要求される翻訳文(2004 年 L.N. 37)

(3) 登録官は、自らが適切と考えるときは、次に掲げることを要求することができる。

(a) 指定特許庁において補正がなされている明細書の写し上に補正が表示されること、又は

(b) 補正された新たな明細書であって、第 12 条に従って作成するものを、登録官が定める期間内に提出すること

第 36 条 条例第 43 条及び第 44 条適用上の指定特許庁における異議申立又は取消手続

次に掲げる異議申立又は取消手続が、条例第 43 条及び第 44 条の適用上の所定の手続である。

(a) 国家知的所有権庁における、中華人民共和国特許法第 41 条から第 44 条まで及び中華人民共和国特許法施行規則第 55 条から第 63 条までに基づく又は従う特許付与後の取消手続(2 of 2001 s.18)

(b) 欧州特許庁における、欧州特許条約第 V 部に基づく又は従う特許付与後の異議申立手続

第 37 条 条例第 44 条に基づく標準特許の取消

(1) 条例第 44 条(2)の適用上登録官に対する書類の提出は、所定の様式による通知及び第 56 条により要求される書類の翻訳文と共に、当該書類を提出することによりなすものとする。

(2) 特許の取消を求める、条例第 44 条(4)に基づく申請は、次に掲げる通りとする。

(a) 所定の様式により行うこと(2004 年 L.N. 37)

(b) 申請において作成される陳述書の証拠により裏付けられており、かつ、適切な場合は、第 56 条に従って当該証拠の所定の翻訳文を伴うこと、及び(1997 年 L.N. 402)

(c) 所定の手数料を伴うこと

(3) 条例第 44 条(2)の適用上所定の書類は、指定特許の取消を表示する、指定特許庁の特許登録簿の記入の認証謄本である。

(4) 条例第 44 条(4)に基づく申請書を提出する者は、同時に、申請書の写し並びに申請に伴う証拠及び翻訳文を、特許所有者として登録されている各人及び特許における又は基づく権利を有するとして登録簿に記載されているその他の各人に送付する。(2004 年 L. N. 37)

(5) (4)に基づく申請書の写しの受領者であって申請に異議申立を望む者は、その発出日から 3 月以内に、所定の様式により、異議申立の対象である申請に対する異論の理由を十分に記述した反対陳述書を、所定の手数料を添えて提出する。(2004 年 L. N. 37)

(6) 当該受領者は、反対陳述書を提出すると同時に、その写しを、(4)にいう各人であって反対陳述書の当事者を除く者に送付する。

(7) 登録官は、以後の手續に関して自らが適切と考える指示を発することができる。

特許一般

第 38 条 条例第 45 条に基づく発明者の記載

(1) 特許が付与されている発明の発明者又は共同発明者であると主張する者は、条例第 45 条(1)により発明の発明者又は共同発明者として特許証に記載される権利がある旨の事実認定を、登録官に申請することができる。

(2) (1)による事実認定の申請、又はある者がそのような事実認定により単独若しくは共同発明者として特許証に記載されるべきでなかった旨の事実認定を求める、条例第 45 条(2)に基づく請求は、次に掲げる通りとする。

(a) 所定の様式により行うこと

(b) 当該申請又は請求の写し及び依拠する事実を十分に呈示する陳述書を伴うこと、及び(1997 年 L. N. 402, 2004 年 L. N. 37)

(c) 所定の手数料を伴うこと

(3) (1)に基づく申請又は条例第 45 条(2)に基づく請求を提出する者は、同時に、申請又は請求及びそれに伴う陳述書の写しを、次に掲げる者へ送付するものとする。

(a) 申請人又は請求をなす者を除き、特許所有者として登録されている各人

(b) 特許証において発明者又は発明の共同発明者として特定されている各人

(c) (2) (b)にいう陳述書において発明の発明者又は共同発明者として特定されている各人、及び

(d) 特許における又は基づく権利を有すると登録簿に掲載されているその他の各人(2004 年 L. N. 37)

(4) 申請又は請求及び陳述書の写しの受領者であって、申請又は請求に異議申立を望む者は、その送付日から 3 月以内に、反対陳述書を提出するものとする。

(5) (a) 反対陳述書は、所定の様式により、異議申立の対象である申請又は請求に対する異論の理由を十分に記述し、かつ、所定の手数料を伴うものとする。

(b) 反対陳述書を提出する者は、同時に、その写しを、反対陳述書の当事者である者を除き、本条にいう各人に送付するものとする。(2004 年 L. N. 37)

(6) 登録官は、以後の手續に関し自らが適切と考える指示を発することができる。

第 39 条 (廃止。2004 年 L. N. 37)

第 40 条 特許の権利放棄

- (1) 条例第 48 条に基づく特許所有者による特許権放棄の申出の通知は、所定の様式によるものとし、登録官に対してなされた当該通知の詳細は、公報において登録官により公告されるものとする。(2 of 2001 s.19)
- (2) 特許権放棄に対する条例第 48 条(2)による異議申立の通知は、公告日から 2 月以内に出すことができる。
- (3) 当該通知は、次に掲げる通りとし、異議申立人は、その通知を提出すると同時に、特許所有者に対し当該通知及び陳述書の写しを送付するものとする。(2004 年 L. N. 37)
- (a) 所定の様式によること
- (b) 異議申立人が依拠する事実及び異議申立人が請求する救済を十分に記述した陳述書により裏付けること、及び
- (c) 所定の手数料を伴うこと
- (4) 当該写しが当該人に送付された日から 3 月以内に、特許所有者は、権利放棄の続行を望む場合は、次に掲げる通りの反対陳述書を提出し、異議申立人に反対陳述書の写しを送付するものとする。(2004 年 L. N. 37)
- (a) 所定の様式によること
- (b) 異議申立の対象である権利放棄に対する異論の理由を十分に記述すること、及び
- (c) 所定の手数料を伴うこと
- (5) 登録官は、以後の手續に関し自らが適切と考える指示を発することができる。

第 41 条 条例第 49 条に基づき公の秩序又は道徳を根拠として特許を取り消す登録官の権限

- (1) 条例第 93 条(5)に定める事項に鑑み、発明が特許することができるものであるか否かに係る疑義の、登録官に対する条例第 49 条(1)に基づく付託は、次に掲げる通りとする。
- (a) 所定の様式によること
- (b) 求められる付託及び付託者(「申請人」)が依拠する事実を十分に記述した陳述書を伴うこと、及び
- (c) 所定の手数料を伴うこと(2004 年 L. N. 37)
- (2) 申請人は、付託を提出すると同時に、特許所有者に付託書及び陳述書の写しを送付するものとする。(2004 年 L. N. 37)
- (3) 付託書及び陳述書の写しの送付日から 3 月以内に、特許所有者は、当該付託に反駁を望む場合は、次に掲げる通りの反対陳述書を提出し、申請人に反対陳述書の写しを送付するものとする。(2004 年 L. N. 37)
- (a) 所定の様式によること
- (b) 異議申立の対象である付託に対する異論の根拠を十分に記述すること、及び
- (c) 所定の手数料を伴うこと
- (4) 申請人は、反対陳述書の写しの送付を受けた日から 3 月以内に、自らの主張を裏付ける証拠を提出し、かつ、特許所有者にその証拠の写しを送付するものとする。
- (5) 申請人の証拠の写しの送付日から 3 月以内に、又は申請人が証拠を提出しない場合は、そのような証拠の提出可能期間の満了後 3 月以内に、特許所有者は、自らの主張を裏付ける証拠を提出することができ、かつ、申請人に当該証拠の写しを送付するものとする。また、特許所有者の証拠の写しの送付日後 3 月以内に、申請人は、厳密に応答する事項に限定され

る追加証拠を提出することができ、かつ、特許所有者にその写しを送付するものとする。

(6) 如何なる追加証拠も、登録官の許可又は指示なしには提出することができない。

(7) 登録官は、以後の手續に関して自らが適切と考える指示を發することができる。

第 V 部 特許及び特許出願の所有権；登録

第 42 条 特許に関する送達宛先

- (1) 登録官に対する手続に係る各人は、送達宛先を提出する。
- (2) 送達宛先は、香港における居所又は営業所在地でなければならない。
- (3) 何人も次の方法により送達宛先を提出することができる。
 - (a) その者が送達宛先の記入を要する所定の様式を提出する場合は、その送達宛先を記載した所定の様式の提出により、又は
 - (b) その他の場合は、登録官に対する書面の通知により
- (4) (3) (a) にいう所定の様式が 2 以上の者の名称で提出された場合は、その様式に記載された送達宛先は、それらの者各人の送達宛先として扱われる。
- (5) 特許出願人又は特許所有者は、出願又は特許に関して、登録官に対するすべての手続のために 1 の送達宛先のみを使用することができる。
- (6) 本条に基づく別異の提出に従うことを条件として、特許出願に対する特許付与時、出願人の送達宛先は、当該特許に関して、登録官に対するすべての手続のために特許所有者の送達宛先として取り扱われる。
- (7) ある者が登録官に対する何らかの手続のために送達宛先を提出する場合は、その宛先は、当該手続のためにその者により先に提出された何れかの送達宛先に代わるものとして取り扱われる。
- (8) ある者が登録官に対する手続の当事者となった後に、その者が初めて代理人を任命するか又は 1 の代理人の代わりに別の代理人を任命する場合は、その新たに任命された代理人は、送達宛先を提出する。
- (9) 問題の手続に関して、(8) にいう者が又はその者に対してなすことが条例又は本規則により要求され又は許されている如何なる行為も、新たに任命された代理人を送達宛先を提出する日前には、その代理人が又はその代理人に対して、行うことができない。
- (10) 何人も書面による登録官に対する通知により送達宛先を取り下げることができる。
(2004 年 L. N. 37)

第 42A 条 送達宛先の不提出

- (1) 第 42 条により必要とされる送達宛先が提出されない場合、又は特許所有者の若しくは登録官への手続当事者の送達宛先が既に有効でないことに登録官が納得する場合は、登録官は、
 - (2) にいう何れかの住所での関係人宛てに、送達宛先を提出するよう通知を送付することができる。
 - (2) (1) の適用上、住所は次の通りとする。
 - (a) その者の先に提出された送達宛先
 - (b) 登録簿に記載された、香港におけるその者の住所
 - (c) 香港におけるその者の居所又は営業所在地、及び
 - (d) その者のその他の住所で登録官の知るところのもの
- (3) (1) に基づいて通知の送付を受けた者が、通知日の後 2 月以内に送達宛先を提出しない場合は、次の通りとする。
 - (a) その者により提出された申請(特許出願を除く)、通知又は請求は、放棄され又は取り下

げられたものとして取り扱われ、また

(b) その者は、その者を当事者(特許出願人としての場合を除く)とする登録官に対する手続を取り下げたものとみなされる。

(4) 本条は、第 17 条及び第 68 条の作用を害さない。(2004 年 L. N. 37)

第 43 条 登録簿の記入

(1) 次に掲げる事項は、登録簿に記入しない。

(a) 条例第 20 条に従って記録請求が公開される前の標準特許出願に係る事項、又は

(b) 短期特許が付与される前の短期特許に係る事項

(2) 標準特許出願の公開時又は短期特許付与時に、登録官は、次に掲げる事項を登録簿に記入させる。

(a) 出願人又は特許所有者(場合により)の名称及び住所

(b) 発明者(複数を含む)として信じられる旨を出願人又は特許所有者が陳述する者の名称

(c) 発明の名称

(d) 特許出願の出願日及び出願番号

(e) 条例第 98 条又は第 111 条の適用上宣言された出願の出願日及び出願番号、並びに出願がなされた国、領土又は地域

(f) 標準特許出願の場合は、対応指定特許出願の出願日及び公開番号

(g) 標準特許出願の公開日又は(場合により)短期特許の付与日、及び

(h) 出願人又は(場合により)特許所有者の送達宛先

(3) 登録官は、次に掲げる事項も登録簿に記入させる。

(a) 特許又は標準特許の公開された出願につき、

(i) (2) (h)による記入と異なる場合は、送達宛先

(ii) 条例第 52 条(3)にいう取引、証書又は事件の通知、及び

(b) 標準特許又は標準特許出願につき、(a)に定める事項に加えて、

(i) 公開された出願が取り下げられた日、取り下げられたとみなされる日又は拒絶された日

(ii) 対応指定特許の付与日

(iii) 標準特許の付与日

(iv) (2) (a)による記入と異なる場合は、標準特許を付与された者の名称及び住所

(4) 登録官は、自らが適切と考える他の詳細を登録簿に記入することができる。

第 44 条 条例第 13 条(1)に係る記入

条例第 13 条(1)に基づく疑義の登録官に対する付託時に、登録官は、第 43 条(1)に従うことを条件として、その事実及び自らが適切と考える他の情報を登録簿に記入させるものとする。

第 45 条 名称又は住所の変更

(1) 何人かが、自己の名称の変更時に、その変更を、登録簿又は登録部門に提出された出願若しくは他の書類に記入するよう請求するときは、その請求は、所定の様式によるものとする。

(2) 名称の変更請求について行為する前に、登録官は、自らが適切と考える変更の証明を要求することができる。

(3) 何人かが自己の住所又は登録官に提出された出願その他の書類上に記入された送達宛先を変更し又は補正するよう請求するときは、所定の様式によるか又は書面での通知によるものとし、かつ、当該請求に係る出願若しくは特許を特定するものとする。(2004年L.N.37)

(4) 登録官は、名称の変更の請求又は住所若しくは送達宛先の変更若しくは補正の請求が認容できるものであると納得する場合は、登録簿、出願若しくは他の書類に相応の変更をさせるものとする。

第46条 特許及び特許出願に係る取引等の登録

(1) 条例第52条が適用される取引、証書又は事件の登録申請又は登録官への通知は、所定の様式によるものとし、かつ、所定の手数料を伴うものとする。

(2) (1)による申請又は通知は、次に掲げる通り署名されるものとし、又はそのように署名されない場合は、当該取引、証書又は事件を確定するに足る証拠書類を添えるものとする。

(a) 条例第52条(3)(a)又は(c)にいう譲渡に係る場合は、譲渡人により、又は譲渡人の代理で署名される。(2004年L.N.37)

(b) 条例第52条(3)(b)又は(c)にいう譲渡抵当、又はライセンス若しくはサブライセンスの許諾又は担保の設定に係る場合は、場合により、譲渡抵当設定者、ライセンスの許諾者若しくは担保の設定者により、又はその代理で署名される。

(3) 登録官は、申請又は通知に関して自ら必要とする証拠が、自ら指定する期間内に送付されるよう指示することができる。

(4) (1)に基づく申請又は通知は、(2)若しくは(3)、又は場合により、条例第50条(6)に定める条件の不遵守の場合にのみ拒絶することができ、そのように拒絶された場合は、申請は、条例第52条(1)の適用上の申請若しくは通知とみなされない。

第47条 登録簿又は登録関係の提出書類における誤記の訂正の請求

(1) 第45条(3)の規定を除き、登録簿又は登録に関して登録官に提出された書類における誤記の訂正の請求は、次の通りとする。

(a) 所定の様式によるものとし、かつ、訂正は、請求書に添付の書類上に、又はそうでなければ、請求書上に明瞭に表示する。

(b) 所定の手数料を伴う。

(2) 登録官は、誤記があることに自らが納得することができるよう、自らが必要とする請求理由の書面による説明又は請求を裏付ける証拠を要求することができ、かつ、誤記があることに納得する場合は、特許所有者又は請求人と登録官との間で同意することができる訂正を行うものとする。

第48条 条例第146条に基づく特許及び出願における誤記の訂正

(1) 第45条(3)が有効である場合を除き、翻訳文又は転写文の誤り、又は特許明細書、特許願書、又は特許若しくは出願に関連して提出される何らかの書類の誤記又は誤りの訂正の請求は、次に掲げる通りとし、また登録官は、自らが適切と考えるときは、訂正が請求される書類の写し上に訂正を表示するよう要求することができる。

(a) 所定の様式により行うこと

(b) 訂正案を明瞭に特定すること、及び

(c) 所定の手数料を伴うこと

(2) 当該請求が明細書に係る場合は、訂正の他には何事も意図されていなかったことが即座に明らかであるという意味において訂正が自明であるときを除き、訂正をしてはならない。

(3) 登録官は、訂正案の通知が公告されることを必要とする場合は、訂正案の請求及び内容を公報に公告する。(2 of 2001 s.19)

(4) 何人も、公告日後 2 月以内はいつでも、当該請求に対する異議申立の通知を登録官に提出することができる。

(5) 当該通知は、所定の様式により、異議申立人が依拠する事実及び求める救済を十分に記述した陳述書により裏付けられ、かつ、所定の手数料を伴うものとする。(2004 年 L. N. 37)

(6) 異議申立人は、当該通知を提出すると同時に、通知及び陳述書の写しを請求人に送付する。(2004 年 L. N. 37)

(6A) 請求人は、当該請求の手續の進行を望む場合は、当該写しの送付を受けた日から 3 月以内に、次のことを行う。

(a) 異議申立に反駁する理由を十分に記述した所定の様式による反対陳述書を提出すること

(b) 所定の手数料を納付すること、及び

(c) 異議申立人に反対陳述書の写しを送付すること。(2004 年 L. N. 37)

(7) 登録官は、以後の手續に関して自らが適切と考える指示を発することができる。

第 49 条 (廃止。2004 年 L. N. 37)

第 50 条 登録簿の閲覧

(1) 登録簿、又はその記入若しくは記入の複製は、条例第 148 条に従って告示された登録部門の就業時間中、公衆の閲覧に供するものとする。

(2) 登録簿閲覧の許可請求は、所定の手数料(あれば)を伴うものとするが、登録簿の記入の謄本又は抄本は、第 51 条に従ってのみ請求するものとする。

第 51 条 登録官が提供する証明書及び写し

(1) 所定の様式による請求があり、かつ、所定の手数料が納付されたときは、(3)に従うことを条件として、登録官は、次に掲げるものを提供する。

(a) 条例第 51 条(11)に該当する認証謄本又は認証抄本

(b) 条例第 51 条(10)の適用上の証明書

(2) 書面による請求があり、かつ、所定の手数料(あれば)が納付されたときは、(3)に従うことを条件として、登録官は、登録簿の記入事項の無認証の謄本若しくは抄本、又は条例第 51 条(11) (b)にいう事項の無認証の謄本若しくは抄本を提供する。

(3) 第 89 条(1)に包含される書類閲覧の制限は、第 89 条(1)にいう書類又は請求の謄本又は抄本の、本条に基づく登録官による提供に等しく適用され、本規則は、第 89 条(2)にいう種類の何れかの書類又はファイルの謄本又は抄本を提供する義務を登録官に課するものと解してはならない。(2004 年 L. N. 37)

第 52 条 裁判所による命令又は指示

(1) 裁判所が条例第 46 条又は第 102 条を除く条例の規定に基づいて命令又は指示を発する場

合は、その命令又は指示を受ける者は、その命令又は指示の捺印された写しを登録官に提出する。

(2) 裁判所が条例第 46 条又は第 102 条に基づいて命令を発する場合は、その命令を受ける者は、命令という書類であってなすべき補正を示すものの写しに、当該書類の本規則第 56 条に基づいて求められる翻訳文を添えて、登録官に提出する。

(3) (2)にいう書類及び翻訳文は、裁判所の発する命令若しくは指示又は裁判所規則に従って命令の写しが登録官に提出される時に提出する。(2004 年 L.N.37)

第 VI 部 職務発明

第 53 条 条例第 58 条に基づく出願期限

(1) (2)に従うことを条件として、条例第 58 条(1)及び(2)の適用上定める期間は、当該特許の付与に始まり当該特許が効力を停止した後 1 年に満了する期間とする。

(2) 更新手数料をその手数料の所定納付期間内に納付しなかったことを理由として特許が効力を停止し、かつ、条例第 40 条又は第 127 条に基づいて回復の申請がなされる場合において、

(a) 回復が命令されるときは、(1)に定める期間は、特許が継続して有効であったものとして存続し、又は

(b) 回復が拒絶されるときは、(1)に定める期間は、特許が効力を停止した 1 年後若しくは拒絶の 6 月後の何れか後い方に満了するものとみなす。

第 VII 部 特許の取消

第 54 条 条例第 91 条 (1) (i) の適用上の指定特許庁における異議申立又は取消手続

条例第 91 条 (1) (i) の適用上、次に掲げる異議申立又は取消の手続が所定のものである。

(a) 国家知的所有権庁において、中華人民共和国特許法第 41 条から第 44 条まで及び中華人民共和国特許法施行規則第 55 条から第 63 条までによる特許付与後の取消手続 (2 of 2001 s. 18)

(b) 欧州特許庁において、欧州特許条約第 V 部による特許付与後の異議申立手続

第 55 条 条例第 95 条 (1) (b) に基づく博覧会又は会議

条例第 95 条 (1) (b) の適用上、次に掲げる博覧会又は会議が、所定のものである。

(a) 1928 年 11 月 22 日にパリで調印され香港に適用されている国際博覧会条約の範囲内の公式の又は公認の国際博覧会

(b) 中国政府により主催若しくは認定された国際博覧会、又は中国国務院の関係管轄部門若しくは中国政府が管轄権を認める国立学術技術団体により組織される学術技術会議

第 VIII 部 手続言語；真正な正文

第 56 条 登録官に対する手続言語

(1) 本規則に明示的に定められる場合を除き、公用語の 1 によらない書類又は書類の一部が、条例又は本規則により登録官に提出され又は登録部門に送付される場合は、当該書類又は書類の一部は、手続言語への翻訳文を含むものとし、かつ、当該翻訳文には、翻訳者の名称及びその公式の資格(あれば)を付さなければならない。(2004 年 L.N. 37)

(2) 条例第 15 条(3)、第 23 条(4)及び第 113 条(3)並びに本規則第 8 条、第 19 条及び第 58 条の適用上、次の通りとしなければならない。

(a) 発明の名称及び要約が公用語の 1 によるものである場合は、他方の公用語への翻訳文を含むこと

(b) 発明の名称及び要約が公用語の 1 によるものでない場合は、双方の公用語への翻訳文を含むこと

(c) 出願人及び発明者の名称は、ローマ字アルファベット又は漢字でない場合は、ローマ字アルファベットによる翻字を含むこと(2004 年 L.N. 37)

(3) 条例第 15 条(2)(d)、第 23 条(3)(b)及び第 113 条(2)(c)の適用上、条例第 15 条(2)(d)、第 23 条(3)(b)及び第 113 条(2)(c)に基づくそれぞれの陳述書を裏付ける書類の何れかが公用語の 1 によるものでない場合は、当該書類は、手続言語への翻訳文を含むものとする。

(4) 条例第 15 条(2)(a)にいう指定特許出願の、手続言語への又は公用語の 1 への翻訳文は、必要とされない。

(5) 条例第 23 条(3)(a)にいう指定特許の公開された明細書の、手続言語への又は公用語の 1 への翻訳文は、必要とされない。

(6) 登録官に対する口頭手続の当事者、又は当該手続において証言するよう当該当事者に要請される証人若しくは専門家は、当該手続において、次の場合かつその場合にのみ、手続言語とは別の言語を使用することができる。

(a) 当該当事者が、登録官及び他の当事者に、口頭手続に指定された日の 14 日以上前に、手続言語とは別の言語を使用する意図及び使用予定の言語を通知する場合

(b) 当該当事者が、登録官が必要とするような手続言語への通訳を手配する場合

(c) 当該当事者が、口頭手続の他方の公用語への通訳につき及び当該通訳の経費につき、登録官が定める要件を遵守する場合

(7) 関係当事者の同意に従うことを条件として、登録官は、自らに対する手続において、自らが適切と考える条件で、手続言語でない公用語の使用に係る指示を出すことができる。

(8) 登録官は、登録官に対する手続における、手続言語とは別の言語による証拠の目的で使用されるべき書類に関し、次に掲げるものの提出を指示することができる。

(a) 当該別の言語による書類

(b) 当該書類の手続言語への翻訳文

(9) 登録官は、書類の翻訳文を提出する期限又は公用語による情報を提供すべき期限を指定することができ、また手続当事者による請求があったときは、罰則手数料の納付を条件として、自らが適切と考えるとおりに、当該期限を延長することができる。

(10) 登録官は、出願人又は特許所有者の請求があった場合において、その請求に十分な理由があることに納得するときは、条例第 104 条の適用上手続言語として使用されていない公用

語が、手続言語となり、かつ、手続言語として使用されるよう指示することができ、また当該指示は相応に有効とする。

第 57 条 条例第 106 条(3)に基づく訂正された翻訳文の提出

(1) 第 12 条は、記録請求を構成する書類に関して適用されるように、条例第 106 条(3)に基づいて提出される訂正された翻訳文に関して適用される。

(2) 訂正された翻訳文の公開に係る条例第 106 条(3)の適用上の所定の手数料の納付は、手数料を伴う所定の様式による公開請求の提出によりなされる。

(3) 条例第 106 条(3)適用上の所定手数料の納付のための所定の期間は、訂正された翻訳文が提出された日から 14 日とする。

第 IX 部 短期特許出願

第 58 条 条例第 113 条に基づく短期特許付与の出願

- (1) 条例第 113 条又は第 125 条に基づいてなす短期特許付与の出願は、所定の様式による。
- (2) 短期特許出願に含まれる明細書は、発明の名称を記載し、かつ、次に掲げるものを含むものとする。
 - (a) 発明の説明
 - (b) 1 又は 2 以上のクレーム。ただし、1 の独立クレームを超えないもの
 - (c) 説明又はクレームにいう図面(2002 年 L. N. 48)
- (3) 名称は、簡潔なものとし、発明に係る主題を表示する。
- (4) 説明は、図面(あれば)の図を簡単に説明する一覧を含める。
- (5) 短期特許付与の出願には、次に掲げる事項を含める。
 - (a) 第 72 条に定める調査報告
 - (b) (廃止。2004 年 L. N. 37)
 - (c) 条例第 111 条に基づく先の出願の優先権を主張する出願人の場合は、第 69 条に定める優先権の陳述書及び先の出願の写し(2004 年 L. N. 37)
 - (d) 条例第 119 条に基づく指定期間についての特許付与延期の申請
 - (e) 条例第 109 条(a)にいう発明の新規性を損なわない開示に係る主張の場合は、発明の展示が条例第 109 条(a)に従うものである旨の陳述書であって、当該陳述書を裏付ける証拠書類を伴うもの
 - (f) 条例第 109 条(b)にいう発明の新規性を損なわない開示に係る条例第 109 条により要求される陳述書であって、本規則第 70 条に定める陳述書を裏付ける証拠書類を伴うもの
 - (g) 発明者の名称及び住所
 - (h) 出願を構成する書類の一覧及び当該各書類の用紙枚数の表示

第 59 条 説明

- (1) 説明は、次の通りでなければならない。
 - (a) 発明の属する技術分野を指定する。
 - (b) 出願人の知る範囲において発明の理解に役立つとみなされる背景技術を表示し、かつ、望ましくは、そのような技術を反映している書類を引用する。
 - (c) クレームされた発明を、技術的課題(課題と明示しない場合でも)及びその解決が理解され得るような用語で開示し、かつ、当該背景技術に関し当該発明のもたらす利点を記載する。
 - (d) 図面(あれば)の図を簡単に説明する。
 - (e) クレームされた発明を実施する少なくとも 1 の方法を、適切な場合は具体例を用い、かつ、図面(あれば)を参照して、詳細に説明する。
 - (f) 発明を産業上利用することができる方法が発明の説明又は内容からは自明でない場合は、それを明示的に表示する。
- (2) 説明は、(1)に定める方法と順序で提出する。ただし、発明の内容上、他の方法又は順序が理解を助け、かつ、経済的な説明となる場合はこの限りでない。

第 60 条 図面

(1) (a) 短期特許出願の一部を構成する図面は、使用可能面が 26.2cm×17cm を超えない用紙とする。

(b) 用紙は、使用可能面又は使用面の周囲に枠を施さない。

(c) 余白は少なくとも次の通りとする。

上端 2.5cm

左端 2.5cm

右端 1.5cm

下端 1.0cm

(2) 図面は、次の通り作成する。

(a) 着色することなく、耐久性があり、黒色で十分に濃厚な、均一の太さの明瞭な線及び筆法で、十分な複製を可能にするものとする。

(b) 断面は、引用符号及び引出し線の明瞭な読取を妨げないハッチングによって示す。

(c) 図面の大きさ及び作図の明瞭性は、3分の2の線縮尺による写真複製をしたときでもすべての細部を容易に識別することができるようなものとし、また例外的に図面の尺度を示す場合は、尺度は、図式で表示する。

(d) 図面に記載するすべての数字、文字及び引用符号は簡潔かつ明瞭なものとし、括弧、円又は引用符は、数字及び文字とともに用いない。

(e) 図面中のすべての線は、通常、製図用具を用いて引く。

(f) 同じ図の要素は、異なる比率が図の明瞭性に不可欠な場合を除き、互いに比例するものとする。

(g) 数字及び文字の大きさは、縦 0.32cm 以上とし、図面中の文字は、ローマ字及び慣習となっている場合は、ギリシャ文字又は漢字を適宜用いる。

(h) 図面の同一の用紙に、2 以上の図の記載がある場合は、異なる図は、不必要な間隔を置くことなく、相互に十分に離して配置し、かつ、個々の図には、用紙の番号とは関係なく、アラビア数字により連続番号を付す。

(i) 2 以上の用紙に描く図が単一の全体図を構成することが意図される場合は、2 以上の用紙に描く図は、単一の完全な図を得るように合わせた時に何れの図の何れの部分をも隠すことにならないように配置する。

(j) 説明及びクレームに用いない引用符号は、図面に用いてはならず、その逆もまた同様である。また同一の特徴は、引用符号を用いて示すときは、当該出願の全体を通じて同一の符号によって示す。

(k) 図面には、不可欠な場合における「水」、「蒸気」、「開」、「閉」、「AA の切断面」などの単語又は語句、又は場合により同等の漢字、並びに電気回路、ブロックダイアグラム及び工程図表の場合における理解のために不可欠な表示のための短い語句、又は場合により同等の漢字を除いて、文言を記載してはならず、また当該語句又は字は、必要な場合はそれらに代えて、図面中の何れの線にもかかることなく翻訳を貼り付けることができるように配置する。

(1) 図面用紙は、第 62 条に従って番号を付す。

(3) 本規則の適用上、工程図及びダイアグラムは図面とみなす。

第 61 条 要約

- (1) 要約は、発明の名称で始める。
- (2) 要約は、明細書の内容の簡潔な概要を含む。概要は、発明が属する技術分野を表示し、発明が関係する技術的課題、発明による当該課題の解決の要旨及び発明の主要用途の明確な理解を可能にする方法で記載する。適切な場合は、要約には、明細書に含まれるものの中で発明を特徴付けるのに最適の化学式も含める。また、要約には、発明の真偽の疑わしい長所若しくは価値又は発明の思惑的な利用に係る陳述を含めない。
- (3) 要約の記載は、通常、150 語又は場合により漢字 200 字以下とする。
- (4) 明細書が図面を含む場合は、出願人は、公開された時に要約に付すべきと自ら提案する図面の図又は例外的には複数の図を要約上に表示する。また、登録官は、自らが発明の特徴付けにより効果的と考える場合は、他の 1 又は 2 以上の図を公開することを決定することができる。更に、要約に記載され、かつ、図面により図示される主要な特徴の各々は、当該図面に使用された引用符号を括弧に入れて付すものとする。

第 62 条 書類の寸法及び体裁

- (1) 短期特許出願を構成するすべての書類は、次に掲げる事項を可能にするものでなければならない。
 - (a) 写真、写真複写、写真オフセット及びマイクロフィルムによる無限部数の複製、及び(2004 年 L. N. 37)
 - (b) 書類画像の捕捉が可能であって、その書類画像のコンピュータでの保存及びコンピュータによる検索に適する形態への変換が可能な装置による書類の走査
- (2) 出願を構成する書類の用紙はすべて、裂け目、皺及び折り目のないものとし、用紙の片面のみを用いる。
- (3) 書類はすべて、しなやかな、丈夫な、白色の、滑らかな、光沢のない、耐久性のある A4 寸法の紙(29.7cm×21cm)とする。
- (4) 各々の書類は、新たな用紙で始め、用紙は、容易に頁めくり、綴じ外し、綴じ戻しができるように綴じる。
- (5)-(6) (廃止。2004 年 L. N. 37)
- (7) 書類に含まれるすべての用紙は、連続するアラビア数字で番号を付す。(2004 年 L. N. 37)
- (8) (廃止。2004 年 L. N. 37)
- (9) (a) 説明、クレーム及び要約には、図面を含めない。
(b) 説明、クレーム及び要約には、化学式又は数式を含めることができる。
(c) 説明及び要約には、表を使用することができ、またクレームには、主題内容から見て表の使用が望ましい場合にのみ、表を使用することができる。
(d) 表及び化学式又は数式は、縦位置の用紙上では十分に配置することができない場合は、横位置で配置することができる。表、化学式又は数式が横位置の用紙上に配置される場合は、表又は式の上端が用紙の左側になるように提示する。
- (10) 書類はすべて、次の通りとする。
 - (a) 度量衡の単位は、メートル法で表すものとし、異なった単位で表される場合は、メートル法でも表す。
 - (b) 他の物理量については、国際慣行において承認された単位で表す。

(c) 数式又は化学式の記載については、一般に使用されている記号、原子量及び分子式を用いる。

(d) 一般的に、技術用語、記号及び符号は、通常、当該分野において一般に使用されているものを用いる。

(11) 式又は符号を明細書において使用する場合において、登録官が指示するときは、図面と同様の方法で作成した明細書の写しを提出する。

(12) 用語及び記号は、出願の全体を通じて一貫して使用する。

(13) 書類はすべて、合理的な範囲を超えて、抹消その他変更、重ね書き及び行間挿入を行ってはならず、かつ、如何なる場合にも、判読できるものでなければならない。

(14) 登録官は、書類が、内容の真正性に疑いがなく、良好な複製の要件が損なわれず、又は登録官が適切とみなす他の状況にある場合は、本条若しくは第 60 条の規定に従わないことを認めることができる。

(15) (14)により認められる免除に拘らず、条例第 125 条に基づく国際出願を基礎とする短期特許出願の場合は、国際出願を構成する書類は、本規則を遵守するものとみなす。(2004 年 L. N. 37)

第 63 条 陳述書、反対陳述書及び証拠の様式

陳述書、反対陳述書又は証拠の提出は、登録官が別異の指示をする場合を除き、第 62 条(1)及び(3)を遵守する。ただし、法定宣言書及び証拠の場合は、用紙の両面を使用することができる。

第 64 条 クレーム

(1) クレームは、保護を求める事項を、発明の技術的特徴をもって明示し、かつ、適切な場合は、クレームには次の事項を含める。

(a) 発明の主題の指摘、及び保護を求める主題の明示に必要であるが結合して先行技術の一部である技術的特徴を表示する陳述

(b) (a)に記載された特徴と結合して保護を求める技術的特徴を述べる特徴部分。この部分は、「に特徴を有する」若しくは「を特徴とする」又は場合により同等の漢字の表現を用いて示される。

(2) 発明の本質的特徴を述べる独立クレームには、その発明の特定の実施例に関する 1 又は 2 以上の従属クレームを続けることができる。

(3) (a) 他のクレームのすべての特徴を含むクレーム(「従属クレーム」)は、可能なときは冒頭で他のクレームを引用し、次に、保護を求める追加の特徴を記載する。

(b) 従属クレームは、直接的に引用するクレームがそれ自体従属クレームの場合でも許される。

(c) 前の単一のクレームを引用するすべての従属クレーム及び前の 2 以上のクレームを引用するすべての従属クレームは、可能な範囲で、かつ、最も適切な方法でまとめて記載する。

(4) クレームの数は、クレームされた発明の内容を考慮して合理的な数とし、複数のクレームの場合は、クレームにはアラビア数字で連続番号を付す。

(5) クレームは、不可欠な場合を除き、発明の技術的特徴について説明又は図面の引用に依拠してはならない。特に、クレームは、「説明の...の箇所に記載したように」若しくは「図

面の...の図に示したように」のような又は場合により同等の漢字による引用に依拠してはならない。

(6) 出願が図面を含む場合は、クレームに記載された技術的特徴には、クレームの理解がそれによって助けられる場合は、その特徴に括弧で囲んだ引用符号を続けることが望ましい。これら引用符号はクレームを制限するとは解されない。

第 65 条 出願人が発明者又は単独発明者でない場合の手続

出願人が発明者でない場合は、次の通りとする。

- (a) 条例第 113 条(2)(c)により必要とされる陳述書は、所定の様式による。
- (b) 登録官は、出願人の 1 でない発明者の各々に陳述書の写しを送付する。(2004 年 L.N. 37)

第 66 条 登録官による受領証の交付

短期特許出願を構成する書類を最初に受領したときに、登録官は、次のことを行う。

- (a) 自らの受領の日付を書類に記すこと
- (b) 出願に出願番号を与えること、及び
- (c) 出願番号、受領した書類の内容と数及び受領日を表示した受領証を出願人に交付すること

第 67 条 条例第 114 条に基づく出願時の審査に続く通信

(1) 短期特許出願が、条例第 114 条(2)に定める最小限要件を満たさない場合は、登録官は、開示された欠陥を出願人に伝え、かつ、出願人の短期特許出願は、出願人が当該通信の日から 1 月以内にその公開された欠陥を補正しない限り、短期特許出願として取り扱われたい旨を出願人に通知する。

(2) 出願人が、その開示された欠陥を当該期間内に補正する場合は、登録官は、当該短期特許出願に付与される出願日を出願人に通知する。

第 68 条 短期特許出願における欠陥の更正

(1) 条例第 115 条(1)に規定する審査が、短期特許出願の欠陥を明らかにする場合は、登録官は、通知により相応に出願人に知らせ、かつ、その通知日から 2 月の期間内に欠陥を補正するよう促す。出願人が条例第 111 条に基づく先の出願の優先権を主張する場合において、短期特許出願における欠陥が、翻訳文(第 69 条による場合のように)を添付した先の出願の写し提出の不遵守であるときを除き、登録官は、後にする出願の出願日から 3 月以上の期間を指定するものとし、出願人はその期間内に欠陥を補正することができる。(2004 年 L.N. 37)

(2) 登録官は、当該期間の満了前に出願人が請求し、かつ、所定の手数料の納付があったときは、当該期間の更に 2 月の延長を認める。

(3) 特定の場合にあって、(1)又は(2)により認容される期間内に、出願人が欠陥を補正しないことがすべて又は主に次の事項に起因することに登録官が納得する場合は、登録官は、自らが適切と考える 2 月を超えない当該期間の更なる延長を認容することができる。

- (a) 香港又は指定特許庁の国、領土若しくは地域における郵便の不配又は不当な遅配、又は
- (b) 香港又は指定特許庁の国、領土若しくは地域における天災又はストライキ
- (4) 次の場合、すなわち、

- (a) 短期特許出願が、条例第 119 条による特許付与の延期請求を含む場合、及び
- (b) (1), (2) 及び(3) (場合により)に定める期間の満了時の短期特許出願における唯一の欠陥が、条例第 113 条(1) (d)による調査報告の提出漏れである場合は、出願人は、調査報告提出の期限について、延期された特許付与日の満了前 1 月より遅くない日までの延長を請求することができる。(1997 年 L. N. 402)
- (5) (1), (2) 及び(3) (場合により)に定める期間の満了後の短期特許出願における唯一の欠陥が、第 56 条(2) (a) 及び(b)にいう発明の名称若しくは要約の翻訳文の提出漏れ、又は第 56 条(2) (c)にいう出願人若しくは発明者の名称の翻字の提出漏れである場合において、出願人から請求があったときは、登録官は、出願人が罰則手数料を納付して当該欠陥を補正することができる特定の期間を認容することができる。
- (6) 出願手数料又は公告手数料が、条例第 113 条(5)に定める期限内に納付されていない場合であっても、期限の不遵守を指摘する通信の発出後 1 月の猶予期間内に、追加手数料がこの期間内に納付されるとき、かつ、そのときにのみ、なお有効に納付することができる。

第 69 条 条例第 111 条に基づく優先権主張

- (1) 条例第 111 条適用上の優先権陳述書は、短期特許出願の出願時に提出するものとし、そこに特定された出願の出願日、出願番号及び当該出願がなされた国、領土又は地域を含むものとする。
- (2) 条例第 116 条により提出される新たな出願の場合は、先の出願においてもされていない優先権の陳述をしてはならない。
- (3) 条例第 111 条(1)にいう先の出願の写しは、出願を受領した官庁により交付され、かつ、出願日を記載した証明書を伴うものとする。(2004 年 L. N. 37)
- (4) 先の出願が公用語の 1 によるものでない場合は、第 56 条に従って翻訳文を伴うものとする。ただし、登録官が、発明の名称、クレーム及び出願日の翻訳文に、出願人の名称のローマ字への翻字を添付したものを、第 56 条の要件を満足させるものとして受理する場合は別である。
- (5) 先の出願が条例に基づく出願である場合は、出願人は、所定の手数を納付して当該写しを特許出願に含めるよう登録官に請求することができる。(2004 年 L. N. 37)

第 70 条 条例第 109 条(b)に基づく新規性を損なわない開示に係る主張

条例第 109 条(b)に規定する新規性を損なわない開示に係る条例第 109 条(b)の適用上所定の裏付証明書は、次に掲げるものである。

- (a) 博覧会の開催責任当局が博覧会において交付する証明書であって、次の事項を記載するもの
- (i) 当該発明が当該博覧会において実際に展示された旨
- (ii) 当該博覧会の開始日、及び発明の最初の開示が開始日になされなかった場合は、最初の開示日
- (b) 発明の証明書であって、当該当局により認証されたもの

第 71 条 調査機関

次の調査機関が、条例第 113 条(8) (a)の適用上の所定のものである。

- (a) 特許協力条約第 16 条に基づいて指定される国際調査機関
- (b) 条例第 8 条に基づいて条例適用上指定される特許庁

第 72 条 調査報告の内容

調査報告は、次に掲げる通りとする。

- (a) 報告を作成した調査機関の名称を特定する。
- (b) 日付を付し、調査が実際に完了した日付を表示する。
- (c) 国際特許分類による主題の分類を含む。
- (d) 関連すると思われる文献の引用を含む。
- (e) 調査された分野の分類表示を列挙する。
- (f) 調査機関の当該報告担当職員の名称を含む。

第 73 条 条例第 128 条に基づく微生物に係る出願要件

短期特許出願であって、その実施のために微生物の使用を必要とするものに関しては、附則 1 が効力を有する。

第 74 条 条例第 116 条に基づく分割短期特許出願

- (1) 条例第 122 条に従うことを条件として、条例第 116 条の意味での新たな短期特許出願は、先の出願の出願後いつでも行うことができる。ただし、先の出願が拒絶され、取り下げられ、又は取下とみなされた場合は別である。
- (2) 可能な場合は、先の出願及び新たな出願の説明及び図面は、当該出願の各々により保護を求める事項にのみ係るものとする。ただし、一方の出願が保護を求める事項を説明するために他方の出願の引用を必要とする場合は、そのような引用は、当該他の出願の出願番号を含めるものとし、かつ、他の出願において保護を求める事項を表示するものとする。

第 X 部 短期特許付与までの手続及び短期特許付与を含む手続

第 75 条 条例第 120 条に基づく短期特許出願の補正

(1) 第 45 条(3)に従うことを条件として、短期特許出願の補正を求める条例第 120 条に基づく申請は、所定の様式によるものとし、補正案を明瞭に表示し、また補正の理由を記載する。

(2) 補正を説明、クレーム又は図面になす旨の申出がなされる場合において、登録官は、自らが適切と考えるときは、自らが指定する期間内に、補正された新たな明細書又は図面の提出を請求することができ、その明細書又は図面は、第 59 条、第 60 条、第 61 条、第 62 条及び第 64 条により作成するものとする。

第 76 条 条例第 123 条に基づく短期特許出願の回復を請求する通知

条例第 123 条に基づく短期特許出願の回復請求の通知は、所定の様式により、かつ、所定の追加手数料を伴うものとする。

第 77 条 条例第 123 条に基づく短期特許出願に係る権利回復の申請

短期特許出願に係る喪失した権利の回復を求める条例第 123 条に基づく申請は、所定の様式により、かつ、所定の追加手数料を伴うものとする。

第 78 条 条例第 125 条に基づく国際出願を基礎とする短期特許出願

(1) 条例第 125 条(2)にいう他の日付は、国家知的所有権庁による国内出願通知の発出日後 6 月以内の日付とする。(2 of 2001 s. 18)

(2) (1)に定める日付内になされた出願は、国内出願通知の写しを伴うものとする。

第 XI 部 付与後の短期特許に係る規定

第 79 条 短期特許の更新

(1) 条例第 126 条(2)又は(3)の適用上定める更新手数料の納付は、所定の様式による更新請求書を、更新手数料を添えて提出することにより行う。

(2) 登録官は、正規に作成された更新請求書及び更新手数料を受領したときは、納付確認書を交付する。

(3) 条例第 126 条(2)又は(3)による更新手数料の納付期間が満了した場合は、登録官は、条例同条による最後の納付日後 6 週間までに、かつ、手数料がなお未納のままであることを条件として、短期特許所有者に対し、納付期限が過ぎている旨及び不納の招く結果を指摘する通知を送付する。

(4) (3)による特許所有者への通知は、次へ送付する。

(a) その目的で特許所有者が通知する香港における住所、又は

(b) その住所が通知されていない場合は、登録簿に記入された送達宛先

(5) 条例第 126 条(5)に定める方法による更新手数料の追納は、所定の様式による更新請求書を、条例第 126 条(5)の適用上定める更新手数料及び追加手数料を添えて提出することにより行うものとする。

第 80 条 失効した短期特許の通知

次の場合、すなわち、

(a) 短期特許が、条例第 126 条(2)又は(3)の適用上定める期間内に更新手数料が納付されなかったことを理由として効力を停止した場合、及び

(b) 条例第 126 条(5)に定める延長期間が、条例第 126 条(5)に基づく更新手数料及び所定の追加手数料が納付されることなく満了した場合は、

登録官は、延長期間の満了後 6 週間以内に、その事実を短期特許所有者に通知し、かつ、条例第 127 条の規定に特許所有者の注意を喚起する。

第 81 条 条例第 127 条に基づく失効した短期特許の回復

第 34 条が、必要な補正を施して、同条における標準特許への言及が短期特許への言及であるものとして、かつ、条例第 40 条への言及が条例第 127 条により適用される条例同条への言及であるものとして、短期特許に適用される。

第 XII 部 審理及び代理人

第 82 条 登録官の裁量権

- (1) 登録官は、条例又は本規則により登録官に与えられる裁量権を何人かに対し不利に行使する前に、不利な影響を受けることになる当該人から請求されたときは、その者を当該の件につき審理する。
- (2) (1)による審理の請求は、請求を提出する者が、登録官が送付する出願に対する異論又はその他裁量権の行使案の通知を受領した日から 1 月以内に提出するものとする。
- (3) 登録官は、(2)により提出される請求を受領したときは、請求人に対し、審理を受けられる日時のお知らせを送付する。その日時は、当該請求人による通知受領日から少なくとも 10 日後とする。
- (4) 当事者間の手続における審理において、手続で未だ言及されていない書類の参照を意図する当事者は、その意図の通知を、登録官が同意し、かつ、他方の当事者が合意する場合を除き、少なくとも 10 日前に、当該書類の詳細又は写しを添えて、登録官及び他方当事者に送付する。
- (5) 登録官は、審理を希望する当事者を審理した後、その件を決定し、当事者すべてに自らの決定を通知し、また何れかの当事者が望む場合は、その決定の理由を伝える。

第 83 条 公開審理

- (1) (2)に従うことを条件として、次の審理は公開とする。
 - (a) 特許に係る事項についての 2 名以上の当事者間に生じた争いの登録官の面前での審理
 - (b) 条例第 20 条に従う記録請求の公開後に生じた、標準特許出願に係る審理
- (2) (1)が適用される審理において本人で又は代理人により出頭する争いの当事者に諮った後、登録官は、審理が公開ではなされない旨指示することができる。

第 84 条 パートナーシップ、会社及び団体による書類の署名

- (1) 企業のために又はその代理で署名される書類は、そのパートナーにより、企業の代理で署名する旨陳述するパートナーにより又は当該書類に署名する権限があると登録官が納得するその他の者が署名する。
- (2) 法人のために又はその代理で署名される書類は、その法人の取締役、秘書役、他の幹部又は当該書類に署名する権限があると登録官が納得するその他の者が署名する。
- (3) 企業以外の非法人又は団体のために又はその代理で署名される書類は、当該書類に署名する権限があると登録官が納得する何れかの者が署名することができる。

第 85 条 代理人

- (1) 本規則により別途要求される場合を除き、第 84 条を害さないことを条件として、何人かにより又は何人かに対し条例又は本規則により要求又は許容される行為は、その者が授権した代理人により又は対してなすことができる。
- (2) 特定の場合は、登録官は、何人かの本人の署名又は出頭を要求することができる。
- (3) 登録官は、代理人に送付する書面による通知により、代理人の権限の証拠を提出するよう要求することができる。

(4) 別の者によりその者の代理人として行為することを授けられた者は、代理人として行為する最初の機会以前に、当該人が居住し又は営業活動を行う香港の住所を登録官に通知する。その通知は、所定の様式又は書面により行う。(2004年L.N.37)

(5) (4)に基づく通知をした者が、当該人が居住し又は営業活動を行う香港の住所を変更する場合は、その後できる限り速やかにその変更を登録官に通知する。その通知は、所定の様式又は書面により行う。(2004年L.N.37)

(6) 何人かにより又は何人かに対してなすことが条例又は本規則により必要とされ又は許される如何なる行為も、当該人の代理人が(4)に従って登録官に通知する日前には、その代理人により又はその代理人に対して、なすことができない。(2004年L.N.37)

(7) 登録官は、条例又は本規則に基づく何らかの業務に関して、次に掲げる者を代理人として認定することを拒絶することができる。

(a) 刑事犯罪で有罪判決を受けた者

(b) 弁護士条例(Cap.159)により管理される法廷弁護士名簿若しくは事務弁護士名簿から削除された者、又は法廷弁護士若しくは事務弁護士として行動することを停止されている者

(c) パートナシップ又は法人であって、そのパートナー又は取締役の1が、登録官が(a)又は(b)に基づいて代理人として認定することを拒絶し得るような者であるもの

(d) 会社条例(Cap.32)第168E条、第168F条、第168G条、第168H条、第168J条又は第168L条に基づいて資格剥奪命令を受けた者

(e) 廃止された証券(インサイダー取引)条例(Cap.395)第23条(1)(a)又は第24条(1)に基づいて命令を受けた者、又は

(f) 証券及び先物条例(Cap.571)第214条(2)(d)、第257条(1)(a)、第258条(1)又は第303条(2)(a)に基づいて命令を受けた者(2004年L.N.37)

注：条例第140条(4)には、登録官は、香港に居所も又は営業所在地も有していない者を代理人として認定することを拒絶する旨が規定されている。(2004年L.N.37)

第86条 条例第49条に基づく登録官に対する手続における費用の裁定

条例第49条に基づく登録官に対する手続において、特許所有者が条例第48条に基づく特許の権利放棄を申し出る場合は、登録官は、発明が特許することができるものであるか否かに係る疑義を付託する者に費用を裁定すべきか否かを決定するに際し、当該疑義を付託する者が疑義の付託前に特許所有者に相当の通知を与えていたならば当該手続を回避することができたか否かを考慮する。

第87条 費用の担保

次に掲げる何れかの者、すなわち、

(a) 条例第13条に基づいて、登録官に対し付託をなす者

(b) 条例第49条に基づいて、登録官に対し発明が特許することができるものであるか否かの疑義を付託する者

(c) 条例第48条(2)又は第146条(2)に基づいて、登録官に対し異議申立の通知を出す者が、香港において居住もせず営業もしていない場合は、登録官は、手続の費用又は経費の担保を提供するよう要求することができ、その担保が提供されない場合は、当該付託、申請又は通知が放棄されたものとみなす。

第 XIII 部 情報及び閲覧

第 88 条 条例第 147 条に基づく情報請求

- (1) 条例第 147 条に基づく情報請求は、次に掲げる通りとする。
- (a) 標準特許又は標準特許出願に係る情報は、次に掲げる事項につき請求することができる。
 - (i) 記録請求がいつ公開されているか
 - (ii) 標準特許がいつ付与されているか
 - (iii) 公開されている標準特許出願の場合は、出願がいつ取り下げられているか、いつ取下とみなされているか、又はいつ拒絶されているか
 - (iv) 維持手数料が、条例第 33 条(2)に定める期間内に納付されないままか否か
 - (v) 維持手数料が、条例第 33 条(4)に定める延長期間内にいつ納付されているか
 - (vi) 更新手数料が、条例第 39 条(2)に定める期間内に納付されないままか否か
 - (vii) 更新手数料が、条例第 39 条(4)に定める延長期間内にいつ納付されているか
 - (b) 短期特許付与に係る情報は、次に掲げる事項につき請求することができる。
 - (i) 短期特許がいつ付与されているか
 - (ii) 更新手数料が、条例第 126 条(2)又は(3)に定める期間内に納付されないままか否か
 - (iii) 更新手数料が、条例第 126 条(5)に定める延長期間内にいつ納付されているか
 - (c) 特許又は特許出願に係る情報は、次に掲げる事項につき請求することができる。
 - (i) いつ特許が効力を停止しているか若しくはいつ特許の回復申請が提出されているか、又はその両者
 - (ii) いつ登録簿に記入がなされているか、又はいつそのような記入の申請がなされているか
 - (iii) 登録簿の記入又は公報の公告に係る申請、請求又は行動の内容が請求に表示されている場合は、いつその申請若しくは請求がなされているか、又はいつその行動が取られているか、及び(2 of 2001 s.19)
 - (iv) いつ書類を第 89 条又は第 90 条に従って閲覧することができるか
- (2) 当該請求は、所定の様式による。(2004 年 L.N. 37)

第 89 条 条例第 147 条に基づく書類閲覧の制限

- (1) 次に掲げる制限が、情報の提供又は書類の閲覧に係る条例第 147 条(1)適用上の所定の制限である。
- (a) 書類は、登録部門に提出された後 14 日までは閲覧に供さない。
 - (b) 登録部門における使用のためだけに登録部門で作成される書類は、閲覧に供さない。
 - (c) 登録部門の請求によるか否かを問わず、検閲及びその後の送付者への返却用として、登録部門に対して送付される書類は、閲覧に供さない。
 - (d) 第 50 条(2)、第 51 条(2)若しくは第 88 条又は条例第 147 条によりなされる請求は、閲覧に供さない。(2004 年 L.N. 37)
 - (e) 登録官が秘密として取り扱う旨第 90 条による指示を発する書類は、同条により許容される場合を除き、閲覧に供さない。(2004 年 L.N. 37)
 - (f) 登録官が秘密として取り扱うべきと考える登録官発行の書類は、登録官が別段の指示をしない限り、閲覧に供さない。更に(2004 年 L.N. 37)
 - (g) (a)から(f)までに規定する制限に従うことを条件として、登録部門に保管される書類に

限り閲覧に供される。(2004年L.N.37)

(2) 条例第147条は、次の書類又は書類の一部を公衆の閲覧に供する義務を登録官に課するものと解してはならない。

(a) 登録官から見て、何人かを誹謗して損害を与える虞のあるもの、又は

(b) 登録官から見て、その公開又は利用が、不快な、不道徳な又は反社会的な行動を助長すると予想されるもの

第90条 秘密書類

(1) 条例第150条に基づいて様式が定められている書類以外の書類を登録官に提出若しくは送付する者又は当該書類が関係する手続の当事者は、当該書類の提出若しくは送付後14日以内に、当該書類又はその者が指定するその一部が秘密として取り扱われるよう指示することを登録官に対し(請求の理由を挙げて)請求することができ、また登録官は、自らの裁量でそのように指示することができる。当該請求が登録官により検討されている間は、当該書類又は当該書類の一部(本条で関連書類という)は、公衆の閲覧に供されない。

(2) 当該指示がなされ、かつ、取り下げられていない場合は、本条の如何なる規定も、何人かに対し、登録官の許可による場合を除き、当該指示に係わる関連書類の閲覧が許容されることを認め又は求めるものではない。(2004年L.N.37)

(3) 登録官は、指示の発出を請求した者と事前に協議することなく、本条に基づいて発する指示を取り下げないものとし、また取り下げられていない指示に係わる関連書類を閲覧する許可を何人にも与えないものとする。ただし、そのような事前協議を合理的に実行することができないことに登録官が納得する場合はこの限りではない。

(4) 当該指示が発出され又は取り下げられた場合は、その事実の記録を、それが係わる関連書類と共にファイルする。

(5) (1)にいう期間が第100条に基づいて延長される場合は、当該延長期間の満了まで、関連書類は公衆の閲覧に供さず、又は当該期間が満了した後に延長される場合は、延長期間の満了まで、公衆の閲覧に供することを停止し、また指示の請求がなされる場合は、関連書類は、当該事項が登録官により決定されつつある間は公衆の閲覧に供さない。

第91条 条例第147条(3)の適用上の書誌情報

次の書誌情報が、条例第147条(3)の適用上の所定のものである。

(a) 出願番号

(b) 出願日、及び条例第111条(1)に基づいて陳述書が作成されている場合は、当該陳述書にいう出願各々につき、得られる出願日、出願国及び出願番号

(c) 出願人の名称

(ca) 出願に係る送達宛先(2004年L.N.37)

(cb) 出願が代理人によりなされた場合は、代理人の名称及び代理人が居住し又は営業活動を行う香港における住所(2004年L.N.37)

(cc) 登録官が第3条に基づいて他の者に伝達することを求められる何人かの名称及び住所(2004年L.N.37)

(d) 発明の名称

(e) 出願が取り下げられているか、取下とみなされているか、又は拒絶されている場合は、

その事実、及び

(f) 第 45 条による出願人の名称の変更

第 92 条 条例第 147 条(4)又は(5)適用の場合の情報請求

(1) 条例第 147 条(4)又は(5)に定める状況が存在する場合は、条例第 147 条(1)に基づく請求は、その状況の存在を証明する法定宣言書及び登録官が要求する証拠書類(あれば)を伴うものとする。

(2) 登録官は、当該請求書、宣言書及び証拠(あれば)の写しを特許出願人に送付し、かつ、その後 14 日の満了までは当該請求に応じない。

第 XIV 部 雑則

第 93 条 登録官への書類の提出

(1) 条例又は本規則により登録官に提出することを求められ又は許されている書類その他の物は、登録部門の通常の就業時間内に登録部門で登録官に手渡しで届けるか又は登録官宛てに郵送する。

(2) 郵送は、登録部門の事務所における登録官に対し、当該書類その他の物を含む書状を適切に名宛して作成し、かつ、郵送料を先払いして郵送することにより実行されたものとみなされ、また、当該書類又は物は、その書状が登録部門において登録官により実際に受領された時に受領されたものとみなされる。

(3) 書類その他の物の登録官に対する提出は、登録部門において登録官により受領され、かつ、受領されたとして記録された時に、なされたものとみなされる。(2004 年 L.N. 37)

第 93A 条 電子提出

(1) 登録官は、紙面又は他の物的様式により登録官に対し書類その他の物を提出する代わりに、当該書類その他の物の電子記録を提出することを、自らの裁量により許可することができる。

(2) 登録官は、第 93 条に規定する方法により登録官に対し書類その他の物を届け渡し又は送付する代わりに、電子的手段によって当該書類又は物の電子記録を登録官の指定する情報システムへ送付することを、自らの裁量により許可することができる。

(3) (2)に基づいて指定された情報システムへ電子記録を提出すること及び電子的手段によって電子記録を送付することは、一般的には、公報に公告する通知によって、又は特定の場合には、電子記録を提出すること又は電子的手段により登録官に対して電子記録を送付することを望む者に対する通知によって登録官が指定する条件に従うものとする。

(4) 本条に従って、電子記録の様式での書類その他の物が(2)に基づいて指定された情報システムへ電子的手段によって送付される場合は、当該書類又は物の提出は、当該電子記録が指定情報システムにより受理された時に実行されたものとみなされる。(2004 年 L.N. 37)

第 93B 条 電子提出の条件

(1) 第 93A 条(3)の一般原則を制限することなく、登録官は、同条に基づいて次に掲げる条件を指定することができる。

(a) 電子記録を作成又は送付するために使用しなければならない手順の、登録官による承認について規定すること

(b) 電子記録が記録又は保存されなければならないフォーマット又は媒体の、登録官による承認について規定すること

(c) 問題の書類その他の物が署名若しくは捺印又は何らかの方法で検認を求められる状況において電子記録を検認する方法を尊重すること

(d) 電子記録の様式で登録官に送付される書類その他の物に、その送付者による電子署名又はデジタル署名を含め又は添えることを求めること、及び

(e) 第 93A 条(2)に基づいて指定される情報システムの操作における中断がある場合の書類その他の物の提出方法を尊重すること

(2) 第 93A 条 (3) の一般原則を制限することなく、登録官は、次に掲げる場合は、電子記録の様式による書類その他の物を受理又は登録することを拒絶することができる。

- (a) 電子記録に含まれる情報が、読み取り可能な様式での表示に適合しない場合
- (b) 電子記録が、第 93A 条 (2) に基づく情報システムでの保存に適合しない場合
- (c) 電子記録が、変更され、損傷されているか又は不完全なものとして登録官に見える場合
- (d) 電子記録に伴う又は含まれる電子署名又はデジタル署名又はその他の種類の検認が、変更されているか又は不完全なものとして登録官に見える場合、又は
- (e) 第 93A 条 (3) に基づいて登録官によって指定された条件が、守られなかった場合 (2004 年 L. N. 37)

第 93C 条 電子メールボックスの指定

(1) 何人かから請求があったときは、登録官は、自らが指定した情報システム内に電子メールボックスを指定することができる。その者は、登録官への通信のためにこれを使用することができる。

(2) 指定情報システム内の電子メールボックスの何人かによる使用は、一般的には公報に公告される通知によって、又は特定の場合は、電子メールボックスが指定されている者に対する通知によって登録官が指定する条件に従うものとする。

(3) 登録官が本条に基づいてある者のために電子メールボックスを指定する場合は、登録官によりその者宛てに送付することが条例又は本規則により求められ又は許された書類その他の物は、その者の指定メールボックス宛てに電子記録の様式で送付された場合に、適正に送付されたものとみなされる。

(4) 指定電子メールボックスへの送付は、電子記録が指定情報システムによって受理された時に実行されたものとみなされる。

(5) 指定電子メールボックスへ送付された電子記録は、当該電子メールボックスによって電子記録が受理され、かつ、記録された時に、名宛人によって受領されたものとみなされる。

(2004 年 L. N. 37)

第 93D 条 書類の送達

(1) 第 93 条、第 93A 条、第 93B 条及び第 93C 条に規定する場合を除き、書類その他の物が何人かに送付されることを条例又は本規則によって求められ又は許される場合は、

- (a) 書類その他の物は、その者の送達宛先に届けるか又は郵送することができ、又は
- (b) その者が送達宛先を有していない場合は、書類その他の物を、その者の判明する最新の住所へ郵送することができる。

(2) 郵送は、当該書類その他の物を含む書状を、郵送料を先払いし適切に名宛して作成し、その者の送達宛先へ又はその者が送達宛先を有していない場合はその者の判明している最新の住所へ郵送することによって、実行されたものとみなされ、また、当該書類又は物は、反証がない限り、その書状が通常の郵便で配達されるであろう時にその者により受領されたものとみなされる。(2004 年 L. N. 37)

第 93E 条 登録部門の記録が保存される様式等

(1) 登録官は、登録部門の記録が構成され、かつ、保存される様式を決定するものとし、ま

た当該記録又は登録部門により保存される書類その他の物が保存される期間、及びそれらを破棄又はその他の方法で処分することができる状況を決定することができる。

(2) 書類その他の物が最初に登録官に提出され又は登録官により最初に作成された様式とは異なる様式により、登録官が書類その他の物を保存する場合は、当該書類その他の物の記録は、反証がない限り、最初に提出又は作成された情報を正確に表現するものとみなされる。

(2004年L.N.37)

第94条 不備の修正

(1) (2)に従うことを条件として、登録官に対する手続において提出される書類は、登録官が適切と考えたときは、補正することができ、登録部門における又は登録部門に対する手続上の不備は、登録官が指示する条件で修正することができる。

(2) 次に掲げる不備又は見込まれる不備の場合は、登録官は、問題の期限又は期間を変更する旨のみを指示することができる。

(a) 本条による指示の欠如のために発生したか又は発生する虞があると登録官に見える、本規則に定める期限又は期間についての制限の不遵守からなるもの

(b) 登録部門側の過誤、怠慢又は遺漏にすべて又は部分的に起因するもの、及び

(c) 更正すべきと登録官に見えるもの

(3) (2)は、第100条により期限又は期間を延長する登録官の権限を害するものではない。

第95条 登録官による免除

本規則により、何人かが何らかの行為若しくは事柄をなすことを要求され、又は何らかの書類又は証拠の作成若しくは提出が要求される場合において、合理的な理由によりその者が当該行為若しくは事柄をなし得ないか、又は当該書類若しくは証拠の作成若しくは提出をなし得ないことが登録官の納得するように証明されるときは、登録官は、自らが適切と考える証拠の提出に基づき、かつ、自らが適切と考える条件に従うことを前提として、当該行為若しくは事柄をなすこと、又は当該書類若しくは証拠の作成若しくは提出することを免除することができる。

第96条 証拠

(1) 本規則により証拠が提出される場合は、法定宣言書又は宣誓供述書によるものとする。

(2) 登録官は、特定の場合において、自らが適切と考えるときは、そのような証拠の代わりに又はそのような証拠に加えて、口頭による証拠を受けことができ、かつ、登録官が異なる指示をしない限り、証人がその宣誓供述書又は宣言書に関し反対尋問されることを許容するものとする。

第97条 法定宣言書及び宣誓供述書

(1) 条例により要求され又は条例に基づく手続において使用される法定宣言書及び宣誓供述書は、次の者の面前で作成され、かつ、署名される。

(a) 香港において、治安判事、公証人又は管理官その他の官吏で香港において法律により法律手続のための宣誓を管理することを授權されている者

(b) 香港外において、裁判所、裁判官、治安判事、公証人、官吏その他の者であって法律に

より法律手続のためにその立場で宣誓を管理すること又は公証機能を執行することを授権されている者

(2) 第 84 条により宣言書又は宣誓供述書に署名する者は、宣言書又は宣誓供述書に宣言又は宣誓をなす資格を記載する。(1997 年 L. N. 402)

(3) 当該人の面前で宣言書又は宣誓供述書が作成され、署名されたことの証言として、本条により宣言書又は宣誓供述書をとることを授権された者の捺印又は署名を付したとされる書類は、当該人の捺印、署名、若しくは公式の身分又は宣言書若しくは宣誓供述書をとる権限の真正性の証明なしに、登録官により受理される。(1997 年 L. N. 402)

第 98 条 書類等の提出に係る指示

登録官に対する手続の何れかの段階において、登録官は、自らが必要とする書類、情報又は証拠が、自らが指定する期間内に提出されるよう要求することができる。

第 99 条 顧問の任命

(1) 登録官は、自らに対する手続において自らを補佐する顧問を任命ことができ、そのような顧問に諮るべき疑義又は与えるべき指示を決定する。

(2) 登録官は、顧問の報酬支払の任に誰が当たるかにつき指示を出すことができる。

第 100 条 期限の変更

(1) 本規則に基づいて何らかの行為をなし又は何らかの手続をとるための本規則による所定の期限又は期間であって、(2)に記載する規定に定める期限又は期間を除くものは、登録官が適切と考えるときは、登録官が指示する当事者への通知及び条件を以って、延長することができる。また、そのような延長は、当該行為をなし又は当該手続をとるための期限又は期間が満了していても、認めることができる。

(2) (1)にいう規定は、第 11 条、第 16 条、第 17 条、第 21 条、第 23 条、第 24 条、第 29 条、第 35 条(1)、第 40 条(2)、第 48 条(4)、第 53 条、第 57 条、第 67 条、第 68 条及び第 69 条である。(2002 年 L. N. 157, 2002 年 L. N. 235, 2004 年 L. N. 37)

第 100A 条 登録部門の業務中断の場合の期限の延長

(1) 何れかの日に、登録部門の通常の業務の中断を起こす出来事又は状況がある場合は、登録官は、その日を登録部門の業務に中断のある日として通知することができる。

(2) 書類その他の物を登録官に提出するために、条例又は本規則に規定され又は本規則に基づいて延長された何れかの期間が、そのように通知された日に満了する場合は、当該期間はそのように通知されていない次に続く最初の日(非就業日を除く)まで延長される。

(3) 本条に基づいて登録官の発する通知は、登録部門に掲示される。

(4) 本条において、「非就業日」とは、登録部門の就業日でない日をいう。(2004 年 L. N. 37)

第 101 条 書類の公開及び販売

登録官は、登録部門における明細書及び他の書類の写し並びに当該書類の索引及び短縮版又は要約版の公開及び販売を手配することができる。

第 102 条 書類の認証

条例又は本規則の適用上、提出された書類の写しは、関連する指定特許庁により交付され又は保管された書類の真正な謄本である旨を、その提出人が登録官に対して書面で確認する場合は、認証謄本として取り扱われる。(2004 年 L.N. 37)

第 103 条 登録簿に関する公告

登録官は、登録簿に関し、条例又は本規則に基づいてなされた事柄で自らが適切と考えるものの公開及び公告を手配することができる。

第 104 条 手数料

(1) 条例に基づく何らかの事項又は手続に関し納付すべき手数料は、附則 2 に定める手数料である。

(2) 手数料は、登録官が指示する手段及び方法で納付する。

第 XV 部 経過措置

第 105 条 解釈(第 XV 部)

この部及び附則 3 において、文脈上別異の解釈を要する場合を除き、

- (a) 「経過規則」とは、条例第 158 条に基づいて制定される特許(経過措置)規則をいう。
- (b) そこに使用される用語であって経過規則においても使用されるものは、経過規則におけるものと同様の意味を有する。

第 106 条 登録簿の記入

(1) 経過規則第 3 条(1)により付与されるとみなされる標準特許に関して、同規則第 13 条(2)の適用上登録簿に記入すべき詳細は、次に掲げる事項を含む。

- (a) 出願人の名称及び住所
- (b) 発明の名称
- (c) 対応 1949 年法又は 1977 年法特許出願の出願日及び公開日
- (d) 対応 1949 年法又は 1977 年法特許の付与日
- (e) 廃止条例に基づく出願の出願日及び出願番号
- (f) 廃止条例に基づく特許登録日
- (g) (a)による記入の名称と異なる場合は、施行日に標準特許が付与されるとみなされる者の名称及び住所
- (h) 廃止条例に基づいて交付された登録証明書に対し登録官により付与された番号

(2) 経過規則第 6 条、第 8 条、第 9 条により付与される標準特許に関して、登録官は、次に掲げる事項を記入させる。

- (a) 出願人の名称及び住所
- (b) 発明者であると信じる旨特許所有者が陳述する者の名称
- (c) 発明の名称
- (d) 対応 1949 年法又は 1977 年法特許出願の出願日及び公開日
- (e) 対応 1949 年法又は 1977 年法特許の付与日
- (f) 標準特許出願の出願日及び出願番号
- (g) 特許所有者の送達宛先
- (h) 条例第 98 条の適用上宣言された出願の出願日及び出願番号、並びに出願がなされた国又は地域
- (i) 特許付与日
- (j) (a)による記入の名称と異なる場合は、標準特許が付与される者の名称及び住所
- (k) (g)による記入の宛先と異なる場合は、その送達宛先

(1) 特許に関し条例第 52 条(3)にいう取引、証書又は事件の通知

(3) 登録官は、自らが適切と考える他の詳細を登録簿にいつでも記入することができる。

(4) 第 43 条は、指定特許出願を基礎とする標準特許出願に関して及び当該出願により付与される特許に関して適用されるように、経過規則第 7 条によりなされる標準特許出願に関して及び当該出願により付与される特許に関して、必要な補正を施して、適用される。

第 107 条 経過規則第 13 条(3)に基づく登録簿からの抹消案の通知

(1) 登録官が、経過規則第 13 条(3)に基づいてみなし標準特許に係る詳細の登録簿からの抹消を申し出る場合は、みなし標準特許の特許所有者として登録簿に表示された者に対する経過規則第 13 条(6)に基づく通知は、特許所有者がその件につき審理を受けることを請求できる 1 月以上の期間を指定するものとし、当該期間の満了時にそのような請求がなされていない場合は、登録官は抹消を行う。

(2) 許された期限内に特許所有者が審理を請求する場合は、登録官は、特許所有者に審理を受ける機会を与えた後、抹消を行うか否かを決定する。

第 108 条 経過規則第 13 条(4)に基づく請求

(1) みなし標準特許に係る詳細を登録簿から抹消することについての経過規則第 13 条(4)に基づく請求は、所定の様式による。(2004 年 L.N. 37)

(2) 請求人は、請求書を提出すると同時に、請求書の写しを、請求人以外でみなし標準特許の特許所有者として登録簿に記載される者に送付するものとする。(2004 年 L.N. 37)

(3) (2)に基づいて請求書の写しを送付された者が請求に異議申立を望む場合は、その者(「異議申立人」)は、当該写しの送付を受けた日から 3 月以内に、異議申立の理由を十分に記述した反対陳述書を提出するものとし、また異議申立人は、反対陳述書の写しを、請求人及び反対陳述書の当事者でない請求書の写しの受領者に送付するものとする。(2004 年 L.N. 37)

(4) 反対陳述書は、所定の様式により、所定の手数料を伴うものとする。(2004 年 L.N. 37)

(5) 請求人又は反対陳述書の受領者は、反対陳述書の写しの送付を受けた日から 3 月以内に、自らの事件を支持する証拠を提出するものとし、かつ、その証拠の写しを、次の者に送付するものとする。

(a) 何れの場合にも、異議申立人、及び

(b) そのような受領者により提出される証拠の場合は、請求人

(6) 異議申立人は、そのような証拠の写しを受領した日から 3 月以内に、又はそのような証拠が提出されない場合は、その提出可能期間の満了から 3 月以内に、自らの事件を支持する証拠を提出することができ、かつ、その証拠の写しを、請求人及び当該受領者に送付するものとする。また請求人、又は当該受領者のうち何れかの者は、異議申立人の証拠の写しの送付を受けた日から 3 月以内に、厳密に応答する事項に限定した更なる証拠を提出することができ、かつ、その写しを、(5) (a) 及び(b)に記載する者に送付するものとする。

(7) 更なる証拠は、登録官の指示又は許可によるほかは、提出することができない。

(8) 登録官は、以後の手續に関して自らが適切と考える指示を出すことができる。

第 109 条 経過規則第 13 条(8)に基づく請求

経過規則第 13 条(8)に基づく請求は、所定の様式により、かつ、証拠及び請求人が依拠する事実により裏付けられるものとする。

第 110 条 条例第 147 条に基づく情報請求

現存登録特許又は経過規則第 5 条にいう廃止条例に基づく係属中の特許登録出願に係る、条例第 147 条に基づく情報請求は、次に関してのみなすことができ、かつ、第 88 条(2)が相応に適用される。

- (a) いつ登録証明書が廃止条例により交付されたか
- (b) いつ本条例により特許が最初に更新されたか

第 111 条 経過規則第 6 条, 第 8 条及び第 9 条による出願に対する本規則の修正適用

経過規則第 6 条, 第 8 条又は第 9 条による標準特許出願に係る本規則の適用において, 附則 3 第 I 部の 1 欄に特定する本規則の規定は, 当該附則第 I 部の 2 欄で当該規定に対応して定める修正に従って読むものとする。

第 112 条 経過規則第 7 条による出願に対する本規則の修正適用

経過規則第 7 条による標準特許出願に係る本規則の適用において, 附則 3 第 II 部の 1 欄に特定する本規則の規定は, 当該附則第 II 部の 2 欄で当該規定に対応して特定する修正に従って読むものとする。

第 113 条 2004 年特許(一般)(補正)規則に係る経過規定

2004 年特許(一般)(補正)規則(2004 年 L. N. 37)第 4 条, 第 5 条, 第 6 条, 第 12 条, 第 13 条, 第 14 条, 第 16 条, 第 17 条, 第 21 条及び第 39 条によってなされる本規則第 3 条, 第 4 条, 第 6 条, 第 7 条, 第 35 条, 第 37 条, 第 38 条, 第 40 条, 第 41 条, 第 48 条及び第 108 条に対する補正は, 当該条の施行時点で登録官に対して係属中の手続に適用されず, その手続は, 当該補正がなされなかったものとして継続する。(2004 年 L. N. 37)

附則 1 微生物(第 73 条)

1. 出願

(1) 短期特許出願又は短期特許の主題である発明がその実施のために、次の微生物の使用を必要とする場合は、当該発明は、(2)に記述する条件が満たされる場合にのみ条例第 77 条の適用上開示されたものとみなす。

(a) 出願日に公衆に入手可能でないもの、及び

(b) 特許出願又は明細書に、当該技術の熟練者による当該発明の実施を可能にするように記載することができないもの

(2) (1)にいう条件は、次に掲げる事項である。

(a) 出願の出願日より遅くないときに、微生物の培養物が、微生物の試料を分譲することができる寄託機関に寄託されること

(b) 寄託機関の名称、培養物が寄託された日付及び寄託番号が出願の明細書に示されること

(c) 提出時の出願が、微生物の特徴に関し出願人に入手可能な関連情報を与えること

(d) 3.に基づいて新たな寄託がなされる場合は、出願人又は特許所有者は、3.に従って新たな寄託をなすこと

(3) (2) (b)に定める情報は、次の何れか早い方に提出するものとする。

(a) 短期特許付与出願と同時、又は

(b) 登録官が、条例第 147 条(5)による情報及び書類閲覧を求める権利が存在する旨出願人に対し通知した後 1 月以内

(4) (2) (b)に定める情報の提供は、寄託された培養物(3. (2)により常に入手可能であったとして取り扱われる寄託された培養物を含む)が短期特許付与日から何人に対しても本附則により入手可能となること、又は条例第 147 条(5)に基づいて情報及び書類閲覧を求める権利を有する何人かに対して短期特許付与日前に本附則により入手可能となることについて、出願人の無条件かつ撤回不能の同意を構成する。ただし、次の事項を要する。

(a) 登録官の確認通知であって、そこにおいて培養物の入手可能者として指名される者への分譲に係るものの提出、及び

(b) 培養物が寄託されている寄託機関に対し、培養物が入手可能とされることの有効な請求の実行

2. 培養物の入手可能性

(1) 寄託された培養物の分譲に係る確認通知の発出についての登録官に対する請求は、所定の様式による。(2004 年 L. N. 37)

(2) 登録官は、(1)に基づいて提出を受けた請求書の写し及び試料分譲に係る自らの確認書の写しを、次の者に送付する。

(a) 特許出願人又は特許所有者

(b) 寄託機関、及び

(c) 請求をなす者

(3) (1)による請求は、請求をなす者の側からの、特許出願人の又は特許所有者の利益についての次の約束を含むものとする。

(a) 培養物又はそれから派生する培養物を他の如何なる者にも入手可能にしないこと、及び

(b) 発明の主題に係る実験目的を除いては、培養物又はそれから派生する培養物を使用しないこと

また、本項において寄託された微生物の培養物から派生する培養物というときは、寄託された培養物の発明の実施に必須の特徴を示す派生培養物をいう。

(4) (3)に続き、次に掲げる事項が適用される。

(a) (c)に従うことを条件として、両方の約束は、特許出願が取り下げられ、取下とみなされ又は拒絶される前の何れの期間においても(第 94 条又は第 100 条により許される追加期間を含めるが、出願がこれらの条の何れかにより回復される場合は、それが回復される前の期間を除いて)有効である。

(b) 特許が出願に付与される場合は、(3) (a)にいう約束は、特許が有効である期間及び更に条例第 126 条(5)にいう 6 月の追加期間にも有効である。

(c) (3) (b)にいう約束は、特許が付与されている旨を知らせる通知の公報における公告日の後は有効でない。(2 of 2001 s. 19)

(5) 培養物に係る条例第 69 条に定める政府使用を可能にするために、(3)に定める約束は、次の通りとする。

(a) 本項の適用上、政府省庁、又は政府省庁により授権された者には要求されず、かつ

(b) 既に約束を与えている者については有効でない。

(6) (3)により与えられる約束は、出願人又は特許所有者とその約束を与える者との間の協定による適用制約により変更することができる。

(7) (3) (a)にいう約束が有効である特許に関し、条例第 64 条により強制ライセンスが付与されている場合は、当該約束は、そのようなライセンスに影響が及ぶことを要する程度までには有効でない。

3. 新たな寄託

(1) 本附則に基づいて寄託又は新たな寄託がなされている寄託機関が、次に該当する場合は、(3)に従うことを条件として、出願人又は特許所有者は、培養物が、培養物を入手可能にすることができる他の寄託機関に移転されていない限り、当該微生物の新たな寄託をなすことができる。

(a) 出願人又は特許所有者に、次のこと、すなわち、

(i) 2. (1)によりなされる請求を満たさないこと、又は

(ii) 当該請求を満たすために、培養物を入手可能にすることが法的にできないこと、を通知する場合

(b) 寄託機関の機能を遂行することを一時的に若しくは永久的に止める場合、又は

(c) 寄託機関として客観的かつ公平な方法でその活動を行うことを何らかの理由で止める場合

(2) 1. 及び本項の適用上、当該通知の受領後、又は寄託機関の寄託機関としての機能の停止若しくは寄託機関としての客観的かつ公平な方法での活動の停止後の 3 月以内に、出願人又は特許所有者が、次のことを行う場合は、寄託は、中断なく常に入手可能であったものとして取り扱われる。

(a) 寄託が未だ移転されていない場合は、新たな寄託をなすこと

(b) 新たな寄託がなされる寄託機関に、そのように寄託される培養物は初めに寄託された培

養物と同一の微生物である旨の宣言書を提出すること

(c) 条例第 46 条又は場合により第 120 条に基づいて明細書の補正を申請し、移転された又は新たな寄託の寄託番号、及び適切な場合は、寄託がなされている寄託機関の名称を表示すること

(3) (1)にいう新たな寄託は、次の通りなすものとする。

(a) (b)に定めるほかは、最初の寄託がなされたのと同じの寄託機関になすこと

(b) (1) (a) (ii), (b) 及び(c)にいう場合は、請求を満たすことができる別の寄託機関になすこと

4. 附則の解釈

(1) 本附則において、

「ブタペスト条約」とは、1977 年にブタペストにおいて締結された「特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関する条約」をいう。

「国際寄託当局」とは、ブタペスト条約第 7 条に規定される国際寄託当局の地位を取得している寄託機関をいう。

(2) 本附則の適用上、「寄託機関」とは、すべての関連時において、次のことを行う機関である。

(a) 微生物の受領、受理及び保管並びにその試料の分譲の機能を遂行すること、及び

(b) 客観的かつ公平な方法でのそのような機能の遂行に係る限りにおける業務を運営すること

附則 2 手数料(第 104 条)

手数料 番号	事項又は手続	金額 \$
1	条例第 13 条(1) (a), 第 13 条(1) (b)若しくは第 14 条(5)に基づく, 標準特許付与又はライセンス付与の申請のために登録官に対してなされる付託, 又はライセンスの期間若しくは条件が合理的であるか否かの付託に係るもの	190
2	第 3 条(7), 第 7 条(4), 第 37 条(5), 第 38 条(5), 第 40 条(3)若しくは(4), 第 41 条(3), 第 48 条(5)若しくは(6A)又は第 108 条(3)による異議申立通知又は反対陳述書に係るもの	325
3	指示を受けた者の代理で, 条例第 13 条(3) (c)又は(4)に基づいて指示を遂行することの登録官による授権についての条例第 13 条(5)に基づく申請に係るもの	190
4	条例第 15 条又は第 22 条に基づく指定特許出願の記録請求提出に係るもの	380
5	条例第 23 条に基づく指定特許の登録及び標準特許の付与請求の提出に係るもの	380
6	条例第 113 条, 第 116 条, 又は第 125 条に基づく短期特許付与出願の提出に係るもの	755
7	条例第 15 条又は第 23 条に基づく記録請求の, 又は登録及び付与請求の公告手数料	68
8	条例第 113 条に基づく短期特許付与出願の公告手数料	68
9	第 11 条又は第 21 条に基づく出願手数料, 又は記録請求の若しくは登録及び付与請求の公告手数料の追納についての追加手数料	95
10	第 68 条(6)に基づく短期特許付与出願の出願手数料又は公告手数料の追納についての追加手数料	95
11	条例第 33 条に基づく標準特許出願の維持申請に係るもの	
	第 5 年度満了後の追加の 1 年についての維持申請	270
	それ以降の各年度の維持申請	270
12	条例第 33 条(4)に基づく維持手数料の追納についての追加手数料	95
13	条例第 39 条に基づく標準特許更新の請求	
	第 3 年度満了後の追加の 1 年についての更新請求	540
	それ以降の各年度の更新請求	540
14	条例第 39 条(4)に基づく更新手数料の追納についての追加手数料	270
15	条例第 126 条に基づく短期特許更新の請求	1,080
16	条例第 126 条(5)に基づく更新手数料の追納についての追加手数料	270
17	条例第 34 条に基づく維持手数料の不納を理由として取り下げられた標準特許出願の回復のための申請に係るもの	405
	条例第 40 条に基づく失効した標準特許の回復のための申請に係るもの	405
	条例第 127 条に基づく失効した短期特許の回復のための申請に係るもの	405
18	条例第 28 条又は第 123 条に基づく取り下げられた特許出願の回復のための追加手数料	405
	条例第 29 条又は第 123 条に基づく権利回復のための追加手数料	405
19	条例第 45 条に基づく発明者の掲載	135

20	条例第 44 条(4)に基づき標準特許を取り消す申請に係るもの	190
	特許を取り消すための条例第 49 条に基づく登録官に対する付託に係るもの	190
21	第 46 条に基づく, 特許若しくは特許出願に関し取得された権利の登録申請又は通知に係るもの	325
22	条例第 51 条(2) (b) (ii) 又は第 146 条に基づく誤記訂正の申請に係るもの	135
23	(廃止。2004 年 L. N. 37)	
24	(廃止。2004 年 L. N. 37)	
25	第 17 条, 第 24 条, 第 29 条, 第 68 条又は第 100 条に基づく延長手数料	215
26	条例第 104 条又は本規則第 17 条(4), 第 24 条(4), 第 56 条若しくは第 68 条に基づく翻訳文の遅れた提出についての罰則手数料	190
27	条例第 106 条(3)に基づく補正された翻訳文の公開請求	190
28	条例第 51 条(6)に基づく登録簿の記入の認証謄本又は登録簿の認証抄本の請求	95
	条例第 51 条(10)適用上の証明書 of 請求	95
29	登録簿の記入の認証謄本又は登録簿の認証抄本以外の公認謄本又は写真, 印刷物の認証に係るもの	95
30	登録簿の記入, 登録簿の抽出部分又は書類の無認証写し若しくは印刷の提供に係るもの	頁毎 6

(2004 年 L. N. 37)

附則 3 経過規則による標準特許出願への本規則の修正適用(第 105 条, 第 111 条及び第 112 条)

第 I 部 経過規則第 6 条, 第 8 条及び第 9 条による標準特許出願

本規則の規定	修正
第 19 条	「指定特許」は, 表現箇所を問わず「特許」と読む
第 19 条(1)	「条例第 23 条(1)」は「経過規則第 6 条, 第 8 条及び第 9 条」と読む。

第 II 部 経過規則第 7 条による標準特許出願

本規則の規定	修正
第 8 条(1)	(a) 「指定特許出願」は, 次に掲げる通りに読む。 「次の出願の何れか, すなわち, (a) 1977 年法特許についての連合王国特許庁における出願であって, 連合王国特許庁の法律に基づいて公開されているもの (b) 欧州特許(連合王国)についての欧州特許庁における出願であって, 欧州特許庁の法律に基づいて公開されているもの (c) 公開されている国際出願であって, 連合王国特許庁又は欧州特許庁(場合により)において有効に国内段階に入っているもの」 (b) 「条例第 15 条」に始まり「同条)」で終わる段落は, 「経過規則第 7 条」と読む。
第 19 条	「指定特許」は「特許」と読む。
第 19 条(1)	「条例第 23 条(1)」は「経過規則第 7 条」と読む。